第6次山形県障がい者計画

第6次山形県障がい者計画・第7期山形県障がい福祉計画・第3期山形県障がい児福祉計画

令和6年3月山形県

はじめに



本県では、令和元年度に障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「第5次山形県障がい者計画」、令和2年度に障がい福祉サービス等の提供体制の確保その他業務の円滑な実施について定めた「第6期山形県障がい福祉計画」及び「第2期山形県障がい児福祉計画」を策定し、「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが活き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に

生きる山形の実現」を目指して、障がい福祉施策を推進してまいりました。

この間、我が国では令和4年に障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたほか、「障害者差別解消法」の改正により今年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど、共生社会の実現に向けた法整備等が進められております。一方で、障がいのある人の重度化・高齢化や年々増加する発達障がい児及び医療的ケア児への対応など、新たな課題への対応も求められております。

県では、こうした状況を踏まえ、また、障がい福祉施策をより総合的に推進するため、「山形県障がい者計画」、「山形県障がい福祉計画」及び「山形県障がい児福祉計画」を統合し、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とする「第6次山形県障がい者計画」を新たに策定いたしました。

新計画では、「障がいを理由とする差別の解消の推進」、「様々な障がいへの対応の強化」、「ライフステージに応じた総合的な支援」、「障がいのある人の地域移行の推進」、「障がいのある人の活躍の促進」という5つの基本的視点を重視し、福祉、保健、医療、労働、教育など幅広い分野の関係団体や市町村等と連携しながら施策を展開してまいりますので、皆様の格別の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただいた山形県障がい者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、御尽力を賜りました多くの皆様方に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

山形県知事 吉村美菜子

目 次

第1	章 計画の基本的な考え方
1	計画策定の趣旨・背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(1)基本目標
	(2)基本的視点
3	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(1)計画の位置付け
	(2)計画の期間
	(3)計画推進にあたり期待される役割
	(4)計画の推進体制
	(5)区域の設定
	(6)成果目標と活動指標
第2	章 障がいのある人の現状等
1	身体障がいのある人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	知的障がいのある人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3	精神障がいのある人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・8
4	発達障がいのある子ども(人)の現状・・・・・・・・・・・8
5	医療的ケア児の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
6	高次脳機能障がいのある人の現状・・・・・・・・・・・・・・9
7	難病患者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第3	章 施策の基本的方向
1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止・・・・・・・・・・・10
	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
	(2)権利擁護の推進、虐待の防止
2	安全・安心な生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・13
	(1) みんなにやさしいまちづくりの総合的な推進
	(2)居住環境整備の推進
	(3)移動しやすい環境の整備等
	(4) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
3	情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実・・・・・15
	(1) 障がいのある人の情報取得等に関する支援
	(2)情報提供の充実等
	(3) 意思疎通支援の充実
	(4) 行政情報のアクセシビリティの向上
	(5)読書バリアフリーの推進
	<コラム>山形県立点字図書館における情報アクセシビリティ

4	防災、防犯等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • 19
((1)災害時における障がいのある人への支援		
((2)防犯対策等の推進		
((3)消費者トラブルの防止		
5	保健・医療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • 21
((1) 精神保健・医療の適切な提供等		
((2)保健・医療の充実等		
((3) 保健・医療を支える人材の育成・確保		
((4)難病に関する保健・医療施策の推進		
((5)障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療		
6	自立した生活の支援・意思決定支援の推進・・・・・・・・・・・・	• •	• • 26
((1) 意思決定支援の推進		
((2) 相談支援体制の構築		
((3)地域移行支援、在宅サービス等の充実		
((4) 障がいのある子どもに対する支援の充実		
((5) 障がい福祉サービスの質の向上等		
((6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進等		
((7)障がい福祉を支える人材の育成・確保		
<	<コラム>地域移行の推進に向けて		
7	教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • 37
((1) インクルーシブ教育システムの推進		
((2)教育環境の整備		
((3) 高等教育における障がい学生支援の推進		
((4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実		
8	雇用・就業、経済的自立の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • 39
((1)総合的な就労支援		
((2) 障がいのある人の雇用の促進		
((3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保		
((4) 一般就労が困難な障がいのある人に対する支援		
((5) 農福連携の推進		
<	<コラム>農福連携で工賃向上!		
9	文化芸術活動・スポーツ等の振興・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • 42
((1) 文化芸術活動を通した社会参加の推進		
((2) スポーツ活動を通した社会参加の推進		
<	<コラム>表現活動と支援		
笋 / 平	章 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 		
毎4 5 1			• • 45
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標・・・・		
3	地域生活支援の充実に係る目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
_	地域主活文族の元美に係る目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· · 47 · · 48
4	油油心は1、7一枚列力への修1寸に分り口伝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. •	· • 4ŏ

5 障がい児支援の提供体制の整備等に係る	5目標・・・・・・・・・・・・・・50
6 相談支援体制の充実・強化等に係る目標	₹・・・・・・・・・・・・・・52
7 障がい福祉サービス等の質を向上させる	ための取組に係る体制の構築
に係る目標・・・・・・・・・・	
第5章 障がい福祉サービス等の見込量と	霍保 策等
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行に	- 係る活動指標・・・・・・・・・55
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシ	ノステムの構築に係る活動指標・・・・・63
3 地域生活支援の充実に係る活動指標・・	
4 福祉施設から一般就労への移行等に係る	5活動指標・・・・・・・・・・・66
5 発達障がい者等支援に係る活動指標・・	67
6 障がい児支援の提供体制の整備等に係る	る活動指標・・・・・・・・・・・69
7 障がい福祉サービス等の質を向上させる	ための取組に係る体制の構築に
係る活動指標・・・・・・・・・・	
第6章 県の地域生活支援事業の実施に関	する事項
1 県が実施する地域生活支援事業に関する	5考え方・・・・・・・・・・・・73
(1) 施策推進の方向	
(2) 市町村の地域生活支援事業との役割分割	<u> </u>
2 実施する事業の内容及び各年度における	量の見込み・・・・・・・・・・73
(1) 専門性の高い相談支援事業	
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の割	養成研修事業
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派	《遣事業
(4) 広域的な支援事業	
(5)サービス・相談支援者、指導者育成事業	
(6) 日常生活支援	
(7)社会参加支援	
(8)障害者総合支援法第77条第2項の規定に	こより県が市町村に代わって行う事業
(9)特別支援事業	
(10) 地域生活支援促進事業	
3 各事業の見込量の確保のための方策・・	
第7章 参考資料	
	る障がい福祉サービス等の全体像・・・・・80 * ビス等の無数 中窓 お宮恵
2 障害者総合支援法に基づく障がい福祉† 業所数及び定員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, 一 C 人寺の (性)
3 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事	•
	·····82
4 障害者総合支援法に基づく地域生活支援	爰事業 (県で実施するもの)・・・・・・83
5 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • 85

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨・背景

本県は、障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県基本計画である「第5次山形県障がい者計画」を令和元年に策定し、「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが活き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現」を目指して、障がい者施策を推進してきました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」)第89条の規定に基づく「第6期山形県障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の22の規定に基づく「第3期山形県障がい児福祉計画」を一体的に令和3年に策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施が図られるよう取り組んできました。

この間、政府は、令和5年3月に「第5次障害者基本計画」を策定したほか、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(以下、「障害者文化芸術推進法」)、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」)、令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」)を施行するなど、障がいのある人がより参加しやすい社会を形成するための施策の充実を図っています。

加えて、障がいのある人の重度化や高齢化に応じた取組や増加する発達障がい児や医療的ケア児への支援など、障がいのある人を取り巻く状況の変化に応じた新たな施策が求められています。

これらに対応していくためには、福祉、保健、医療、労働、教育など広範な分野の関連機関・団体が連携し、障がいのある人が必要な福祉サービスを受けながら自らの決定に基づき社会活動に参加しその能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去していく必要があります。

このような障がい福祉に関する状況の変化に適切に対応しながら、本県の障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第6次山形県障がい者計画」を策定するものです。

2 基本的な考え方

(1)基本目標

計画の基本理念を「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが活き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現」とします。

(2)基本的視点

基本目標を実現するため、以下の5つの視点を重視し、施策を展開します。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に掲げる「共生する山形」を目指し、障がいを理由とする差別の解消と共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

② 様々な障がいへの対応の強化

重症心身障がい児(者)、発達障がい児(者)、高次脳機能障がい者及び難病患者への支援

を充実するなど、様々な障がい等への対応を強化します。また、近年、医療技術の進歩等を 背景に増加している医療的ケア児への支援も強化します。

③ ライフステージに応じた総合的な支援

幼児期における障がいの早期支援の取組や学齢期における教育を充実するとともに、就業や地域での生活を支援するなど、障がいのある人やこどもがライフステージに応じて適切な 支援を継続して受けられるよう取り組みます。

④ 障がいのある人の地域移行の促進

障がいのある人が自らの選択により望む地域で、安心して自立した生活を送るため、地域の社会資源を最大限活用しながら、本人が主体的にサービスを選択できるよう障がい福祉サービス等の充実を図ります。

⑤ 障がいのある人の活躍の促進

障がいのある人が活き活きと個性を発揮しながら、生活をより豊かにしていけるよう、文 化芸術活動やスポーツなど能力・才能を発揮できる場や、障がいの特性や意欲に応じた就労 の場などの拡大を図ることにより、一人ひとりの活躍を促進します。

3 計画の概要

(1)計画の位置付け

① 第6次障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

本計画は、山形県障がい者計画、山形県障がい福祉計画及び山形県障がい児福祉計画の3つの計画として一体的に策定するものです。

これまで本県では、障がい福祉に関する基本計画である山形県障がい者計画と、障がい福祉サービスの提供体制に関する計画である山形県障がい福祉計画及び山形県障がい児福祉計画をそれぞれ策定してきましたが、より整合性のある効果的な計画の策定に向け、これらの3計画を一体的に策定します。

② 障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

この計画は、障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」として位置付けます。

③ 読書バリアフリー計画

この計画は、読書バリアフリー法第8条の規定に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」として位置付けます。

④ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」

この計画は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の規定の趣旨 を踏まえたものとなるよう策定します。

⑤ 山形県総合発展計画等との整合性

本計画は、「山形県総合発展計画」、「山形県保健医療計画」、「山形県地域福祉推進計画」、「やまがた長寿安心プラン」、「やまがた子育て応援プラン」等との調和を図り、市町村障がい福祉計画等との十分な連携が保たれた計画とします。

(2)計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」部分は3年ごとに見直し、令和8年度に中間見直しとして更新します。

(3) 計画推進にあたり期待される役割

計画の推進にあたっては、県全体で進めていく必要があり、障がい福祉の向上のためには、県民等に次のような役割が期待されます。

① 当事者及び当事者団体に期待される役割

障がい当事者には地域社会の一員として、必要な支援を得ながら自らの決定に基づき、可能な限り地域社会の活動等に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現することが期待されています。また、当事者団体には、特に同じ障がい者仲間からの相談に応じて支援を行うピアカウンセリングや自主的な訓練等、心の支えなどの部分を充実させていくことが求められています。

② 障がい福祉サービス等事業者に期待される役割

専門的なサービスを供給するという責任を認識し、自らサービスの質の向上に努めるとともに、他の保健医療サービス事業者、福祉サービス事業者との連携を図りながら、共生社会の理念を理解し、障がいのある人やその家族の意思を尊重しながら、利用者ニーズに対応したサービスを提供することが求められています。

③ 地域の住民等に期待される役割

障がいの有無にかかわらず、地域社会の一員として、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創っていくため、障がいや障がいのある人についての理解を深めるとともに、ボランティア活動などへの積極的な参加を通じ、普段からの良好な付き合いや関係づくり、何かあったらお互いに助け合うといった地域づくりが期待されています。

④ 市町村の役割

市町村には、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 生活の実態を把握した上で、必要な支援を総合的かつ計画的に行う役割が求められています。

⑤ 県の役割

ア 市町村への支援

県全体の情報提供、市町村に対する技術的支援、市町村の独自性を発揮できるような財 政的支援、市町村職員に対する各種研修の実施、広域的な対応が必要な分野への支援等に 力を入れていく必要があります。

イ 事業者の育成・支援

障がい福祉サービス事業者等に対する指導監督等を行うとともに、利用者へのサービス の質の向上を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する継続的な研修を実施してい く必要があります。

(4)計画の推進体制

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等の生活環境の整備等、広 範な分野にまたがっており、障がいの内容、程度やライフステージに応じたきめ細かな一貫 したサービスが提供できるよう、障がいのある人に着目した横断的な視点を持ちながら、関 係部局、関係機関・団体が連携し、総合的に取り組みます。

障がいのある人や障がい福祉関係者などで構成する「山形県障がい者施策推進協議会」に 計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

また、計画の進捗状況等を客観的に判断できるよう数値目標を設定し、PDCAサイクルにより検証します。

(5)区域の設定

本計画における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域は、「山形県保健医療計画」の二次保健医療圏との整合性を図り、村山、最上、置賜、庄内の4圏域とします。

圏域	構成市町村
村 山	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、 山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
置賜	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
庄 内	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

(6)成果目標と活動指標

本計画の「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」部分(第4章、第5章)において、成果 目標と活動指標を設定していますが、その関連は以下のとおりとなります。

(成果目標と活動指標との関連図)

(成果目標)

(活動指標)

福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の減少

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以 内の地域における平均生活日数
- 精神病床における1年以上長期入院患者数 (65歳以上、65歳未満)
- 精神病床における早期退院率(入院後3か 月・6か月・1年の退院率)

地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の整備
- 地域生活支援拠点等の支援・連絡体制の構築
- 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討
- 強度行動障がいを有する者への支援体制の整備

福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 職場定着率の増加
- 就労支援体制等の構築推進にかかる協議会等 を活用した取組みの実施

障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び障がい児の 地域社会への参加・包容推進体制の構築
- 難聴児支援を総合的に推進するための計画の 策定、中核的機能を有する体制の確保
- 重症心身障がい児等を支援する児童発達支援 事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の 場の設置及びコーディネーターの配置

相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターの設置
- 基幹相談支援センターにおいて地域の相談支援体制強化を図る体制の確保
- 協議会における地域サービス基盤の開発・改善及び体制確保

障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築

- 情報公表の実施
- 指導監査結果の関係市町村との共有
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の 養成、意思決定支援ガイドラインの普及啓発

- 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護等)の 利用者数、利用時間数
- 通所系サービス (生活介護・就労継続支援(A型・B型)等)の利用者数、利用日数
- 居住系サービス (共同生活援助等) の利用人数
- 療養介護の利用人数
- 短期入所の利用者数、利用日数
- 相談支援(計画相談支援等)の利用人数
- 重度障がい者の障がい福祉サービス(生活介護等)の利用人数、利用日数
- 精神障がい者の地域移行支援の利用者数
- 精神障がい者の地域定着支援の利用者数
- 精神障がい者の共同生活援助の利用者数
- 精神障がい者の自立生活援助の利用者数
- 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数
- 地域生活支援拠点等の設置箇所数、コーディネーター配置人数
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 障がい者に対する職業訓練の受講者数
- 公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数
- 障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉 施設利用者数
- 公共職業安定所の支援を受けて一般就労へ移 行する福祉施設利用者数
- 発達障がい者支援地域協議会の開催回数
- 発達障がい者支援センターによる相談支援件数
- 発達障がい者支援センター等の関係機関への助 言件数、外部機関や地域住民への研修、啓発件数
- ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の 受講者数・実施者数、ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数
- 障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の利用児童数、利用日数
- ○障がい児相談支援の利用児童数
- 障がい児入所施設(福祉型・医療型)の利用児童数
- 医療的ケア児に対する総合調整、関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置人数
- 市町村において基幹相談支援センターの専門的 な指導・助言件数、人材育成の支援件数等を設定
- 相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研 修、意思決定支援ガイドライン等を活用した研 修の修了者数

第2章 障がいのある人の現状等

1 身体障がいのある人の現状

○ 令和4年度末(令和5年3月末)における本県の身体障がい者(手帳所持者数)は、49,295人となっています。平成30年度末との比較では、全体で2,811人(3.3%)減少しており、全ての年齢区分において減少傾向が見られます。平成30年度末時点では全体の77.3%を占めていた高齢者(65歳以上)は、令和4年度末には全体の79%となっており、身体障がい者のうち高齢者の割合が増加しています。障がいの程度では、3級4級手帳所持者が全体の41.3%と、最も高い構成比となっています。

身体障がい者の推移(等級・年齢階層別)

(単位:人)

区分		平成 30 年	度末	令和4年	描述交	
	上 刀	人数	構成比	人数	構成比	増減率
	18 歳未満	391	0.8%	337	0.7%	-13.8%
1~2級	18 歳~64 歳	5,312	10.2%	4,857	9.9%	-8.6%
1 2 2 190	65 歳以上	16, 142	31.0%	14,875	30.2%	-7.8%
	計	21, 845	42.0%	20,069	40.7%	-8.1%
	18 歳未満	149	0.3%	141	0.3%	-5.4%
3~4級	18 歳~64 歳	3, 792	7.3%	3, 153	6.4%	-16.9%
3~4敝	65 歳以上	17, 256	33.1%	17,051	34.6%	-1.2%
	計	21, 197	40.7%	20, 345	41.3%	-4.0%
	18 歳未満	88	0.2%	58	0.1%	-34.1%
F 660	18 歳~64 歳	2,067	4.0%	1,827	3.7%	-11.6%
5~6級	65 歳以上	6,873	13.2%	6,996	14.2%	1.8%
	計	9,028	17.3%	8, 881	18.0%	-1.6%
	18 歳未満	628	1.2%	536	1.1%	-14.6%
A = 1	18 歳~64 歳	11,171	21.5%	9,837	20.0%	-11.9%
合計	65 歳以上	40, 271	77.3%	38, 922	79.0%	-3.3%
	計	52,070	100.0%	49, 295	100.0%	-5.3%

出典:県障がい福祉課調べ

⁽注) 構成比については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 障がいの種類別の内訳では、聴覚平衡障がいが増加(2.2%増)しています。また、肢体 不自由(51.6%)と内部障がい(32.5%)で全体の8割以上と大部分を占めています。

身体障がい者の推移(障がい種類別)

(単位:人)

『安子》、74年 米豆口(平成 30 年度末		令和4	快汽伞	
障がい種類別	人数	構成比	人数	構成比	増減率
視覚障がい	2,644	5.1%	2,558	5.2%	-3.3%
聴覚平衡障がい	4,579	8.8%	4,678	9.5%	2.2%
音声・言語・そしゃく障がい	651	1.3%	603	1.2%	-7.4%
肢体不自由	28, 188	54.1%	25, 455	51.6%	-9.7%
内部障がい	16,008	30.7%	16,001	32.5%	-0.0%
合計	52,070	100.0%	49, 295	100.0%	-5.3%

出典:県障がい福祉課調べ

2 知的障がいのある人の現状

○ 令和4年度末(令和5年3月末)現在の療育手帳所持者数は9,361人(うち18歳未満が1,465人、18歳以上が7,896人)で、平成30年度末との比較では全体で、519人、5.9%の増加となっています。療育手帳保持者のうちA(重度)の方の割合は、全体で32.7%となっています。

知的障がい者の推移(程度別・年齢階層別)

(単位:人)

区分		平成 30	年度末	令和4	増減率	
		人数	構成比	人数	構成比	增侧伞
	18 歳未満	410	4.6%	396	4.2%	-3.4%
A(重度)	18 歳以上	2,568	29.0%	2,661	28.4%	3.6%
	計	2, 978	33.7%	3, 057	32.7%	2. 7%
	18 歳未満	1,059	12.0%	1,069	11.4%	0.9%
B(中程度)	18 歳以上	4,805	54.3%	5, 235	55.9%	8.9%
	計	5, 864	66.3%	6, 304	67.3%	7.5%
	18 歳未満	1,469	16.6%	1,465	15.7%	-0.3%
合計	18 歳以上	7,373	83.4%	7,896	84.3%	7.1%
	計	8, 842	100.0%	9, 361	100.0%	5.9%

出典:県障がい福祉課調べ

3 精神障がいのある人の現状

○ 令和4年度末(令和5年3月末)現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は6,861人で、 平成30年度末との比較では全体で778人、12.8%の増加となっています。精神障害者保健 福祉手帳保持者のうち2級(中度)の方の割合が、48.5%と高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳保持者の推移(等級別)

(単位:人)

区公	平成 30 年度末		令和4	描述交	
区分	人数	構成比	人数	構成比	増減率
1級	1,576	25.9%	1,395	20.3%	-11.5%
2級	2,844	46.8%	3, 327	48.5%	17.0%
3級	1,663	27.3%	2, 139	31.2%	28.6%
合計	6, 083	100.0%	6, 861	100.0%	12.8%

出典:県障がい福祉課調べ

4 発達障がいのある子ども(人)の現状

○ 発達障がい児(者)の人数を正確に把握することはできませんが、発達障害者支援法により 県立こども医療療育センターに設置している発達障がい者支援センターにおける相談件数は、 令和4年度で1,376件となっています。

発達障がい者支援センターでの相談件数

(単位:件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延件数	1, 733	1,356	1, 383	1,650	1,376

出典:県障がい福祉課調べ

5 医療的ケア児の現状

○ 県内の医療的ケア児は、令和5年9月1日時点で161人となっており、増加傾向にあります。また、全国の医療的ケア児は、「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の報告によると、令和3年度は約20,180人(推計)となっており、増加傾向にあります。

県内における医療的ケア児数

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	136	116	145	165	161

出典:県障がい福祉課調べ

全国の在宅の医療的ケア児の推計値(0歳~19歳)

(単位:人)

	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 29 年度	令和3年度
人数	9, 987	13, 968	15, 892	18, 951	20, 180

出典:厚生労働省作成資料「医療的ケア児について」(「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」から厚生労働省が作成)

6 高次脳機能障がいのある人の現状

○ 高次脳機能障がい支援センターにおける相談件数は、平成 30 年度との比較で 174 件、 33.1%の増加となっています。

高次脳機能障がい支援センターでの相談件数

(単位:件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延件数	525	508	669	679	699

出典:県障がい福祉課調べ

7 難病患者の現状

○ 令和4年度末(令和5年3月末)現在の医療費助成対象疾病数は338疾病で、指定難病患者と特定疾患患者を合わせた患者数は8,079人です。また、平成30年度との比較では、患者数が1,068人、15.2%の増となっています。

医療費助成対象疾病数及び指定難病患者数の推移

(単位:疾病数、人)

		平成 30 年度	令和4年度	増減数	増減率
	対象疾病数	331	338	7	2.1%
	指定難病患者数	6,989	8,063	1,074	15.4%
患者数	特定疾患患者数 ※	22	16	-6	-27.3%
	計	7, 011	8,079	1, 068	15. 2%

[※] 特定疾患治療研究事業では、難病法施行後も引き続きスモン等4疾患を助成対象としている。

出典:県障がい福祉課調べ

第3章 施策の基本的方向

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◇ 現状と課題

(差別の解消)

- 「障害者差別解消法」を踏まえ、県では平成28年4月に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、障がいを理由とする差別の解消に県民一体となって取り組み、障がいの有無に関わらず誰もが共生する社会の実現を目指しています。
- 平成 28 年 5 月には、医療・福祉、教育、産業、交通、スポーツ・芸術、行政など、各分野の団体等を構成員とする「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議」を設置し、共生社会の実現に向けた推進体制を整備しました。
- 「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月から事業者による障がいのある人へ の合理的配慮の提供が義務になります。
- 令和5年4月現在、県内の全市町村で障がい者差別解消条例が施行されています。
- 共生社会の実現のためには、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合う「心のバリアフリー」を推進し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する知識と理解を深める取組を実施していく必要があります。
- また、山形県の未来を担う子どもたちが、早い段階から障がいのある人と触れ合い、共 に過ごす時間を持つことで、障がいのある人と障がいのない人が地域で互いに支え合い、 共に暮らす社会を当たり前のこととする土壌を養うことが重要です。

(権利擁護の推進、虐待の防止)

- 障がいのある人に対する虐待を防止し、権利・利益を擁護するため、平成 24 年 10 月 に「障害者虐待防止法」が施行され、国や地方公共団体、障がい福祉事業者、企業等に、 虐待を防止するための責務や、通報義務が課されています。
- 県では、市町村等の関係機関と連携し、虐待防止や通報義務の周知・啓発を行ってきましたが、現在でも一定数の虐待の事実が確認されており、権利擁護の一層の徹底が求められています。

障がい者虐待の状況

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設での従事者による虐待	5	3	3	1
家庭での養護者による虐待	9	10	15	14

出典:県障がい福祉課調べ

(成年後見制度の普及促進)

○ 高齢化の進行により、成年後見制度の利用を必要とする人が今後ますます増えることが見込まれるため、制度の周知・徹底、後見人等の受任者の確保等により制度の円滑な運用を図る必要があります。

≪施策の方向≫

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

(差別解消に向けた啓発・広報・コミュニケーションの促進)

- 法及び条例の趣旨に基づき、障がいを理由とする差別の解消と共生社会の実現に向けた 施策を実施します。
- 内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなることを目的としたヘルプマークが、必要とする方に行き渡るよう、総合支庁及び市役所・町村役場等において配布を行うとともに、県民に広く定着するよう普及活動に取り組みます。
- 「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議」において、各関係機関・団体等の障がいを理由とする差別の解消に関する取組や課題等について情報共有を図るとともに、その実施を支援します。
- 障がいのある人に対する県民の理解を促進する ため、様々な広報媒体を活用し、障がいを理由とす る差別の解消及び心のバリアフリーの促進等をテ ーマにした広報を展開します。
- 「障がい者差別解消強化月間」を設定し、特に啓発・広報活動の充実に努めるとともに、障がいのある人とない人がコミュニケーションを深めることによる相互の理解の促進と社会全体の意識の醸成を図ります。



差別解消啓発パンフレット

(心のバリアフリーの推進)

- 地域や職場において、障がいを理由とする差別の解消に中心的な役割を担う、心のバリアフリー推進員の養成研修の実施を通して、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識と理解を持ち、障がい特性や場面に応じた必要な配慮が行われる環境の整備に努めます。
- 養成した心のバリアフリー推進員に対して随時相談に応じながら、普及に際して必要な パンフレットや資料、情報等を提供するなど、推進員の地域や職場における効果的な普及 活動を後押ししていきます。

(福祉交流教育の推進)

- 県教育委員会は、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の趣旨 を踏まえ、子どもたちが、障がいのある人について正しく理解するよう啓発に取り組んで いきます。
- 障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に学ぶためには、個々の障がいに応じた合理的配慮が必要であり、合理的配慮に対する理解を広げ、支援が適切に提供されるよ

う推進していきます。

- 居住地校交流及び学校間交流や、共同学習、福祉教育等を推進し、地域で共に尊重し合いなから協働して生活していく態度を育みます。
- 山形県社会福祉協議会や行政機関、学校、ボランティア、NPO等が、地域ぐるみで実施する福祉教育を支援します。

(行政サービス等における配慮)

○ 職員は、障がいのある人が来庁した際は、不当な差別的取扱いを行わず、合理的配慮を 提供するなど適切に対応します。

(2)権利擁護の推進、虐待の防止

(障がいのある人に対する虐待の防止)

- 障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見、虐待を受けた人に対する保護や自立の 支援、養護者による虐待防止のための養護者に対する支援を行うため、市町村や労働局な どの関係機関と連携・協力し、相談支援体制を確保します。
- パンフレットの作成・配布などにより、通報義務や通報・相談窓口等を周知し、虐待防止に関する県民の意識向上を図ります。
- 指定障がい福祉サービス事業所等の管理者等や市町村職員を対象とした研修会を開催し、 虐待について知識を深めるとともに、指定障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査 等の機会を通して、虐待事案の未然防止及び早期発見を図ります。

(成年後見制度の普及促進)

○ 障がいにより判断能力が十分でない人を保護するための成年後見制度について、必要と する全ての人が本制度を利用できるよう、関係機関とともに制度の普及や活用を促進する 取組を進めていきます。

2 安全・安心な生活環境の整備

◇ 現状と課題

- 本県では「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」を制定し、不特定または多数の 人が利用する施設等について整備基準を定め、障がいのある人等が自らの意思で自由に 行動し、社会に参加できる環境整備(福祉のまちづくり)を推進してきました。
- 引き続き、県民や事業者がみんなにやさしいまちづくり条例の趣旨を理解し、積極的 に取り組んでいけるよう啓発活動や情報提供の充実を図る必要があります。
- 障がいのある人がそれぞれの地域で暮らしていくために、安全に安心して生活できる 住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ(利用しやすさ)に配慮し た施設等の普及促進をはじめとした、障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な 推進等が求められています。
- 障がいのある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を図ることが重要です。

≪施策の方向≫

- (1) みんなにやさしいまちづくりの総合的な推進
- 県民や事業者が「みんなにやさしいまちづくり」に取り組むことができるよう、啓発活動や情報提供を推進します。
- 「やまがたバリアフリーMAP」の内容の充実をはじめとして、ユニバーサルデザイン やバリアフリーに配慮した施設等の情報を容易に得ることができるように努めます。
- 障がいのある人が、公共施設や店舗等の身体障がい者等用駐車施設を安心して利用でき るよう利用証制度の適切な運用を推進します。

(2)居住環境整備の推進

(住宅施策からの対応)

- 住宅のバリアフリー化を支援し、公営住宅についてはバリアフリー仕様の導入(新築・ 建替え、住戸改修)を推進します。
- 住宅セーフティネット制度を活用し、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない賃 貸住宅の登録を推進します。

(福祉施策からの対応)

○ 施設入所者の地域移行と定着を推進するため、障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、重度障がい者にも対応できる共同生活援助(グループホーム)の整備を推進します。

(3)移動しやすい環境の整備等

(ハード面での対応)

○ 障がいのある人が円滑に公共交通機関を利用できるようにするため、主要な駅、ターミナルにおいて、事業者や市町村、関係機関と連携を図りながら、バリアフリーを推進していきます。

- バス車両等のバリアフリー化については、事業者への補助を通じて低床型車両(ノンステップバス)等の導入を推進します。
- 交通量が多く歩行者が危険である道路や、歩 道が設置されていても幅員が狭い、段差がある などの課題がある箇所について、バリアフリー に配慮した歩道の整備などを進めていきます。
- 障がいのある人が、安心して生活できる環境 の実現を図るため、音の出る信号機や歩車分離 式信号などのバリアフリーに対応した信号機の 整備等を推進します。



導入されたノンステップバス

○ 特に歩行者の多い市街地中心部の歩道には、災害時に強く、安全で円滑な交通を確保するため、歩道の無電柱化や排水施設、無散水消雪等の融雪施設の整備を推進します。

(ソフト面での対応)

○ 障がいのある人の円滑な移動を確保するため、移動支援事業等を実施する市町村への支援を行うほか、身体障がい者補助犬育成給付事業を実施します。

(4)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

- バリアフリー観光窓口を設置し、障がいのある人の旅行をサポートするとともに、県ホームページによるバリアフリー観光の情報発信を行います。
- 「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」で定める生活関連施設の新築・増改築等に際し、条例施行規則で定める基準に適合するよう助言を行います。
- 利用者が多い又は主として高齢者や障がいのある人等が利用する都市公園施設について、 バリアフリーに配慮した施設整備を推進します。
- 障がいのある人の日常生活の便宜を図る用具の給付等を行う日常生活用具給付等事業について、実施する市町村へ支援を行うとともに、必要に応じて市町村に各自治体の取組事例などを情報提供します。

3 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

◇ 現状と課題

- 障がいのある人が、広く社会活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な 意思疎通が必要不可欠であることから、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法」が施行されました。
- 同法の理念に基づき、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の 促進等を通じて意思疎通支援の充実を図ることが重要です。
- また、平成29年3月施行の「山形県手話言語条例」に基づき、手話が言語であるとの 認識のもと、手話に対する県民の理解を深め、手話の普及と手話を使用しやすい環境づく りに取り組む必要があります。
- 「読書バリアフリー法」が令和元年6月に施行され、障がいの有無に関わらず、読書を 通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう、読書環境の整備推進に関する 施策を策定・実施することが地方公共団体の責務となっています。

県内市町村における手話通訳者等の派遣状況(地域生活支援事業)

	派遣要綱市町村の派遣名簿登録者数(人)					派遣	** /=!
	制定 市町村数	手話通訳士	手話通訳者	手話奉仕員	計	回数 (回)	前年比
令和元年度	31	73	148	107	328	1,847	-9.8%
令和2年度	32	73	136	96	305	1,641	-11.2%
令和3年度	32	75	140	84	299	1,913	16.5%
令和4年度	32	85	177	84	346	2,063	7.8%

出典:県障がい福祉課調べ

≪施策の方向≫

(1) 障がいのある人の情報取得等に関する支援

- 視覚障がいや聴覚障がいがある人の情報通信技術(ICT)の利活用の機会拡大を図る ため、障がいの特性に応じたICT講習会を開催するとともに、障がいのある人のパソコ ン機器等の使用を支援するボランティアの養成・派遣を行い、障がいによる情報格差が生 じないよう、情報通信技術の活用を推進します。
- 点字図書館及び県聴覚障がい者情報支援センターについて、視覚障がいや聴覚障がいがある人に関する情報拠点施設として充実を図ります。

(2)情報提供の充実等

- 県政情報を提供する県ホームページなどにおいて、視覚障がいや聴覚障がいのある人へ の配慮を実施するなど、障がいの特性に応じたアクセシビリティの向上に努めます。
- 視覚障がいのある人が使用する音声コードの普及を進めていきます。

(3) 意思疎通支援の充実

- 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等の意思疎通支援者を養成する とともに、意思疎通支援者の養成研修に必要な指導者を養成します。
- 意思疎通支援者の派遣について、意思疎通支援事業により実施する市町村を支援します。

⁽注) 1人が複数の市町村に登録することがある。

- 意思疎通支援者の市町村域を超えた派遣等を推進していきます。
- 障がいのある人が利用しやすい書籍・電子書籍等の製作のため、点訳や音訳、テキスト 化等に携わるボランティアを養成するとともに、支援者の資質向上を図るための研修会を 開催します。
- 県民向けの出前手話研修会の開催や、手話ハンドブックの作成・配布等により、手話に対する県民の理解を促進します。
- 疾病等により咽頭を摘出し、音声機能を喪失 した方に対する発声訓練(人工咽頭訓練)を実 施するとともに、その指導者を養成します。



音訳ボランティアによる録音図書の作成

(4) 行政情報のアクセシビリティの向上

(災害時の情報提供体制の整備促進)

○ 災害発生時もしくは災害が発生するおそれがある場合に、障がいのある人に対して適切 に情報を伝達できるよう障がい特性に配慮した情報伝達の体制や環境の整備を促進します。

(緊急通報の手段の周知)

○ 火災や救急事案の発生時に、聴覚や言語機能に障がいのある人がどこからでも円滑な緊急通報を行うことができるよう、通報手段について周知を図ります。

(行政の情報提供における障がい別配慮)

- 県政情報を提供する県ホームページなどにおいて、視覚障がいや聴覚障がいのある人へ の配慮を実施するなど、障がいの特性に応じたアクセシビリティの向上に努めます。(再掲)
- 職員は、障がいのある人が来庁した際は、不当な差別的取扱いを行わず、合理的配慮を 提供するなど適切に対応します。(再掲)
- 障がいのある人が投票しやすい環境を整備するため、公職選挙法等で定められた取組の ほか、取組を補完する情報提供を行います。

(5)読書バリアフリーの推進

- 県及び県教育委員会は、点字図書館及び公立図書館等について、点字図書や拡大図書等 の障がいがある人が利用しやすい書籍等の充実に努めるとともに、これらの円滑な利用を 推進します。
- 県及び県教育委員会は、点字図書館及び県立図書館において、インターネット経由で利用できる全国的なネットワークサービス(サピエ図書館等)の周知を図るとともに、その利用を促進します。
- 障がいのある人が利用しやすいデイジー図書などの電子書籍等を利用するための端末機 器等について、情報提供を行います。
- 視覚障がいのある人が電子書籍等を利用するにあたって必要となるICT技術の習得を 支援するため、講習会を開催するとともに、機器の利用を支援するボランティアの養成・ 派遣を行います。

○ 障がいのある人が利用しやすい書籍・電子書籍等の製作のため、点訳や音訳、テキスト 化等に携わるボランティアを養成するとともに、支援者の資質向上を図るための研修会を 開催します。(再掲)

<コラム> 山形県立点字図書館における情報アクセシビリティ

山形県立点字図書館は、点字図書等の製作・貸出や、視覚障がいのある人等への相談対応を 行う施設です。点字図書館では、視覚障がいのある人等への情報提供施設として、情報アクセシ ビリティ(利用しやすさ)向上のための取組を行っています。

<図書の多様化>

近年、高齢化や生活習慣病などにより、視覚障がいのある人が増加しており、後天性であるために点字を読めない方が増えています。

また、読書バリアフリー法の施行によって、字を読むことに困難がある発達障がいのある人や目を動かすことが難しい身体障がいのある人なども点字図書館を利用できるようになりました。

こうした変化の中で、点字図書館では、障がい者の態様に応じた、様々な媒体による情報提供を行っています。点字図書館では、点字図書のほかに、録音図書(録音デイジー**」)、テキストデイジー**2の製作を行っています。中でも録音図書は、音声によって情報を得ることができるものであり、点字図書よりも貸出数が多くなっています。

図書貸出数(R2~R4)

(単位:巻)

年度		R2	R3	R4
貸出数	点字図書	1,896	1,973	1, 791
	録音デイジー	6, 442	5,936	5,645

【出典】県障がい福祉課調べ

- ※I デイジー…Digital Accessible Information System の略
- ※2 テキストデイジー…合成音声による文字の読み上げ等ができるテキストタイプの電子書籍

< I C T に関する取組>

点字図書館では、ICT 機器についての研修会や、最新の福祉機器の紹介など、ICT の利活用について様々な取組みを行っています。

スマートフォンの使い方研修会では、参加者を十数人程度と少数に設定し、一人一人にきめ細かな指導をしています。地域ごとに実施しており、身近な場所で参加することができます。

<力を入れている取組>

点字図書館だけではなく、一般の公立図書館でも障がい者への配慮が進むように、関係者に対して情報提供を行っています。

また、図書の製作には、ボランティアの方々の協力と育成 が不可欠です。製作には一定のレベルが必要であるため、 研修会などによりボランティアのレベルアップを図っています。



ボランティア勉強会の様子

4 防災、防犯等の推進

◇ 現状と課題

(防災)

- 障がいのある人は、避難行動時に支援が必要となる場合が多いほか、障がいの特性上、 避難生活を送る上で特別な支援を必要とする方が多くなると考えられます。そのため、大 雨等に由来する水害・土砂災害が毎年のように発生している現状では、配慮や備えについ て、事前に体制を整備しておくことが急務となっています。
- 災害発生時に、障がいのある人をはじめとした自力避難等が困難な状況に置かれる避難行動要支援者を適切に避難誘導するためには、避難支援者の確保が必要であり、県や市町村、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備が必要です。
- 災害発生により、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大した際に、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を継続する「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」が県内8病院に配置されているところですが、災害発生時における精神保健医療への対応力強化が必要です。

(防犯)

- 障がいのある人は犯罪に巻き込まれた場合、警察への通報や相談にも困難を伴うため、 必要な知識を習得する機会の提供、家族や地域全体による見守り体制を構築することが 重要です。
- 障がいのある人は、高齢者とともに消費者被害が懸念されることから、消費者啓発を進めるほか、家族や、地域住民など周囲の身近な人の見守りが必要です。

≪施策の方向≫

(1)災害時における障がいのある人への支援

(事前の体制整備)

- 障がいがあり災害時に支援が必要な要配慮者となっている人の、迅速な避難支援及び的 確な安否確認等を行うため、「避難行動要支援者名簿」の作成・更新を促すとともに、関係 機関や地域と情報共有を行い、災害時における連携協力を図ります。
- 社会福祉施設等を利用する災害時要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設等の耐 震化を支援します。
- 避難行動要支援者の避難支援に係る個別避難計画の作成・更新を市町村に働きかけ、支援体制の整備を促進します。また、実効性のある計画とするため、市町村と連携し、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等のほか、地域における幅広い団体・企業等にも着目し、新たな支援者の担い手の確保を図る取組を進めます。
- 福祉避難所の指定や避難所運営マニュアル等の整備を市町村に働きかけます。
- 自衛消防組織の設置や情報連絡体制の確立、防災訓練の実施など、社会福祉施設等にお ける防災体制の充実を支援します。
- 災害時要配慮者へのパンフレットの配布等により避難行動要支援者名簿の作成や迅速・ 確実な避難のための避難支援等関係者との情報共有等について理解を深めてもらうととも に、広報誌等により災害時要配慮者支援の啓発と知識の普及に努めます。

(災害時の情報提供)

○ 市町村に対し、地震・津波情報や気象警報、避難指示などの危機管理情報について、障がいの内容や程度に対応した提供手段の構築を働きかけるとともに、市町村防災行政無線や緊急速報メール等の多様な情報伝達手段の整備を促進します。

(災害時の精神科医療提供体制の確保)

○ 災害発生時の精神保健医療のニーズの把握 や地域精神科医療への支援などの対応力を強 化していくために、研修会を開催し、DPA T隊員養成と技能向上を図ります。

(2) 防犯対策等の推進

○ 障がいのある人及びその家族等を含む地域 住民を対象とする防犯教室の開催、講師の派 遣を通し、防犯意識の高揚を図ります。



DPAT 実動訓練

- 警察等と協力し、特殊詐欺や身近な犯罪等の発生状況に応じた防犯広報啓発に努め、障がいがある人を支える家族等を含む地域全体における防犯活動の活性化を図ります。
- 障がいのある人も含め地域住民が犯罪に遭わないよう、地域における防犯ボランティア の養成とスキルアップのための防犯指導者講習会を開催します。
- 障がいのある人が犯罪の被害に遭った場合、関係機関と連携しながら、社会全体で支援 していくための体制を充実します。

(3)消費者トラブルの防止

- 市町村や、福祉関係団体、消費者団体等の消費者啓発の担い手と連携し、障がいのある 人の周囲の身近な人による見守りに関する意識を醸成するため、啓発活動を行います。
- 障がいのある人の消費者被害防止のため、市町村における見守りネットワーク (消費者 安全確保地域協議会)の設置を促進します。

5 保健・医療の推進

◇ 現状と課題

(精神保健・医療の適切な提供等)

○ 本県における令和4年度末の精神通院医療費公費負担受給者数は13,711人、精神障害 者保健福祉手帳所持者数は6,861人で、精神疾患を有する人は年々増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	6,083	6, 282	6, 483	6,656	6,861

出典:県障がい福祉課調べ

- 精神疾患はできるだけ早く正しい対処や治療がなされれば、回復も早く軽症で済む可能性が高いことから、早期に適切な治療につなげる取組が重要です。
- 精神疾患における重症化の防止のためには、適切な治療と患者の状況に応じた精神科 医療の提供が重要です。
- これまでの統合失調症を中心とした医療に加え、全国と比較し患者数の多い依存症な どに対応する専門医療の充実が必要です。

(精神科救急医療体制の確保)

- 本県の精神科救急医療体制は、かかりつけの精神科医療機関による対応を基本としつ つ、夜間や休日における医療体制を確保するため、県内を「村山」「置賜」「庄内・最上」 の3ブロックに分け、精神科救急医療施設による輪番制の当番病院のほか、常時対応型病 院での受入体制を整備しています。
- 急性期の集中的治療を充実し、早期の退院を図る入院病棟を持つ病院(精神科救急入院料認可施設「精神科スーパー救急」)は、村山ブロックに2病院(山形さくら町病院、若宮病院)、置賜ブロックに2病院(佐藤病院、米沢こころの病院)、庄内・最上ブロックに1病院(県立こころの医療センター)が認可され、県全体を網羅しています。
- 大量服薬や外傷などの身体的症状を合併する精神疾患患者については、適切な医療機 関への搬送までに時間を要することがあり、その対応が課題となっています。
- 県精神科救急情報センターは、県民からの精神科救急医療相談への対応及び受診が必要な 方の受入れ病院の調整を実施しており、活用を促進していくため、認知度の向上が必要です。

(地域リハビリテーション体制の充実)

○ 障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができる よう、医療の提供・支援をできる限り地域において行う必要があります。

(発達障がいに対する支援の充実)

- 近年発達障がいについての認知が進んだことにより、発達障がいの疑いのある児童の発 見件数が増加傾向にあり、受診及び発達支援へのニーズが高まっています。
- 発達障がいのある人(子ども)の円滑な社会適応には、早期支援が重要であり、保育士 等身近な支援者の障がいへの理解促進が重要です。

○ 発達障がいのある子どもの専門医療機関である、県立こども医療療育センター小児科 への受診希望者が多いことから、診療に対応できる医療機関の確保と、診断前からの支援 の充実が求められています。

県立こども医療療育センターにおける発達障がい新患申込件数

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
未就学児	333	328	305	335
就学児	63	92	108	120
計	396	420	413	455

出典:県障がい福祉課調べ

(保健・医療を支える人材の育成・確保)

- 本県では、「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」を策定し、総合的な看護師 等確保対策を推進していますが、需要数に対する供給数のギャップ解消までには至らず、 医療現場等では看護師等が不足しています。
- 高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意する必要があり、質 の高い理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の人材を確保していく必要があります。

(難病に関する保健・医療施策の推進)

- 長期の療養を必要とする難病患者が身近な医療機関等で適切な医療を受けながら生活 を送るためには、地域における難病医療提供の充実と医療機関等の連携が必要です。
- 難病の各疾病や領域ごとの特性に応じ、多様な難病患者への支援策、地域の実情に応じ た難病に関する医療を提供する体制の構築が求められています。

(障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療)

○ 障かいの原因となる疾病等の適切な予防や早期発見・治療の推進を図るため、妊娠, 出産期や幼児期から高齢期に至るまて、 切れ目のない保健、医療、福祉サーヒズの提供や、早期発見・適切な治療へとつなけでいく体制の整備か重要です。

≪施策の方向≫

(1)精神保健・医療の適切な提供等

(多様な精神疾患に対応した精神科医療体制の構築)

- 精神疾患の早期発見と早期治療につなげるために、市町村と連携し、一般県民、当事者 家族等を対象とした研修会や家族教室等を開催し、統合失調症やうつ病、依存症などの精 神疾患や精神に障がいのある人に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。
- 精神疾患患者が病期や状態に応じて適切な精神科医療を受けることができるよう、医療 機関の情報の患者等への提供に努めます。
- 多様な精神疾患に応じた専門的な医療提供に対応できる人材の育成など、医療提供体制 の強化を図るほか、患者の状況に合わせて適切な医療が提供できる体制の構築を推進しま す。

(精神科救急医療体制の確保)

○ 救急患者の受入れに関する情報交換の場を設定し、精神科医療機関ごとの精神科救急に おける役割分担の明確化を図ります。

- 個別ケース事例検討等を通して、一般救急医療機関と精神科救急医療機関の連携体制の 強化に努めます。
- 精神科救急情報センターについて、各種媒体を活用した情報発信により、同センターの 認知度の向上に努めるとともに、相談員の対応能力の向上を図り、より一層の活用の促進 を図ります。

(2)保健・医療の充実等

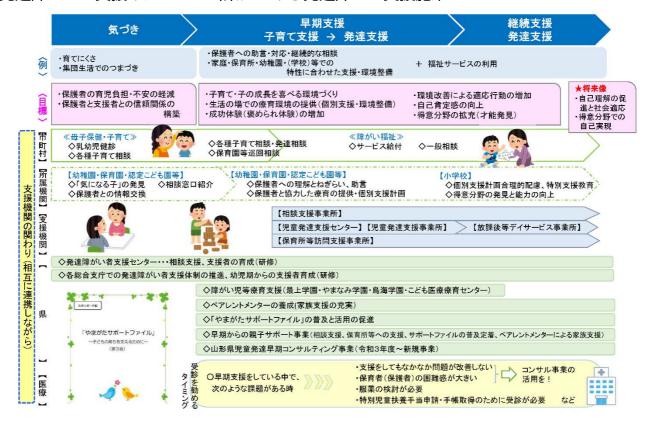
(地域リハビリテーション体制の充実)

- 障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費(自立支援 医療費)の助成を行っていきます。
- 地域におけるリハビリテーション関係機関の連携体制を検討し、住み慣れた地域や家庭 で、症状に応じた適切なリハビリテーションが継続して受けられる体制(地域リハビリテーション体制)の整備を図ります。

(発達障がいに対する支援の充実)

- 県民への普及啓発及び支援者への支援技術向上を図るため、県発達障がい者支援センター及び各保健所において、正しい知識の理解を促進する研修会を開催します。
- 発達障がいの診療に対応できる医療機関の調査を毎年実施し、結果を公表するとともに、 かかりつけ医を対象とした研修会を実施していきます。
- ライフステージに対応した継続支援のために、「やまがたサポートファイル」の普及・定着を図るとともに、就学前から就労までの各支援機関が一堂に集う協議の場を設け、関係機関の連携強化を図ります。
- 各保健所において圏域単位で発達障がい者支援体制推進会議を開催し、関係機関と連携 しながら支援体制の強化に取り組むとともに、支援に携わる関係者への理解促進と支援技 術向上のための研修等を開催し、身近な支援者を育成していきます。
- 地域における発達障がいのある子どもの早期支援につなげるため、市町村に公認心理師 を派遣し、発達相談や発達検査を行う取組を推進していきます。
- 県立福祉型障がい児入所施設は、多様化・複雑化が進む入所児の障がいに対し、より的確に対応していくとともに、地域療育の拠点施設として、高まっている療育相談のニーズに応えていくために、専門的な研修への職員派遣や県立こども医療療育センターにおける現場実習、施設内での伝達・活用研修の実施等により、施設職員のスキルアップを図ります。

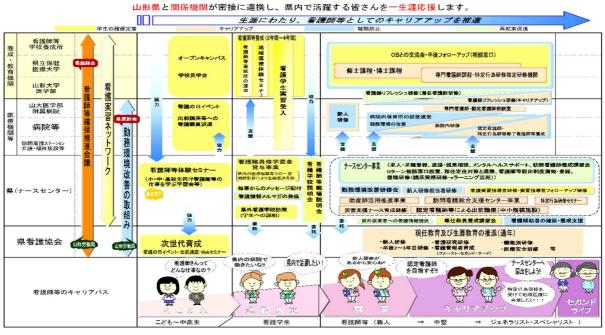
発達障がいの支援イメージと当県における発達障がい支援施策



(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

- 「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」に基づき、「学生の確保定着」「キャリアアップ」「離職防止」及び「再就業の促進」を施策の柱とし、看護職員の確保対策を総合的に推進します。
- 県内の養成機関においては、より高度な医学知識と医療技術を有し、患者ニーズの多様 化に対応できる質の高い保健医療従事者を養成し、安定的に供給するよう努めるとともに、 卒業生の県内定着を促進します。

「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」



出典:県地域医療支援課作成資料

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

- 在宅難病患者の療養環境の整備を図るため、医療・保健・福祉、教育、雇用等関係機関・ 団体で構成する難病対策地域協議会を開催し、地域における難病患者の支援体制の連携強 化を図ります。
- 様々な難病の患者に対する適切な医療の提供と、医療機関等の連携を図るため、難病医療提供体制の中核として指定した難病診療連携拠点病院及び難病診療分野別拠点病院とともに、山形県難病医療ネットワークの拡充に努めます。
- 県難病相談支援センターにおいて、在宅で療養する難病患者の日常生活における相談・ 支援、地域交流活動の促進及び就労支援など、難病患者等が持つ様々なニーズに対応した きめ細かな支援を実施します。

(5) 障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療

○ 発見が遅れることで知的障がい等が出現するおそれのある疾病を早期発見し、早期に必要な治療を行うことにより障がいの発生を予防するため、新生児先天性代謝異常等検査を実施するとともに、慢性疾病により長期に渡り療養を必要とする児童等の社会生活への自立を促進するため、地域の実情に応じた相談支援等の充実を図ります。

6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

◇ 現状と課題

(意思決定支援の推進)

- 障がいのある人が障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、意思決 定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図る必要があります。
- 知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人が、成年後見制度を適切に利用 できるよう支援する必要があります。

(障がいの特性に応じた相談支援体制の構築)

- 平成 24 年に改正された「身体障害者福祉法」及び「知的障害者福祉法」により、市町 村等における相談支援体制の充実強化が強く求められており、身体障害者相談員、知的 障害者相談員の資質向上が必要です。
- ひきこもりの長期化・高齢化が進んでおり、早期解決に向けた支援へのニーズは高まっていますが、ひきこもる要因は多岐に渡ることから、支援者のスキルアップを図るとともに、異なる分野の関係機関同士が円滑に連携し、多角的な支援を行っていく必要があります。
- 発達障がいへの関心の高まりから、発達障がいのある人への支援ニーズが高まっており、市町村や関係機関等の相談対応力の向上や、困難事例に対応できる連携支援体制の整備等、地域での相談・支援体制の強化が求められています。
- 県発達障がい者支援センターでは、発達障がいのある子どもの地域における生活の支援のため、引き続き療育機関等との連携を強化する必要があります。
- 県発達障がい者支援センターの相談の3割以上を学童期が占めており、就学などの環境の変化により、障がい特性による問題の顕在化が見られます。
- 就学や進学、就労等ライフステージの変更により発達障がいのある人への支援が途切れることのないよう支援体制の整備が必要です。
- 高次脳機能障がいの相談対応では、障がい特性から高い専門性を必要とするため、関係機関と連携し、包括的な支援を行うための支援ネットワーク体制の整備が必要です。
- 特に若年の高次脳機能障がいのある人は、地域の中で孤立しやすい状況にあるため、 同じ障がいを持つ仲間と出会い、日中活動する場や、社会復帰訓練の場が必要です。ま た、県内における高次脳機能障がいへの理解や支援の地域格差を小さくしていくことも 重要です。
- 難病の患者等が持つ様々なニーズに対応するため、医療・保健・福祉等関係機関と連携した支援が必要です。

(地域における相談支援体制の構築)

- 各市町村では、地域における障がいのある人への支援体制の整備にあたり、地域内の 関係機関等で構成される市町村(自立支援)協議会を活用して関係機関の連携強化等を 推進する必要があります。
- 障がいのある人やその家族のニーズは、進学や就職等ライフステージにより変化し、 障がい福祉分野だけでは完結しないため、保健・医療・教育・労働などの支援を担う関 係機関との連携を密にして対応する必要があります。

- 民生委員・児童委員は、地域住民の様々な相談に応じ、必要な福祉サービスにつなぐ ことや、福祉サービスに関する情報の適切な提供など、地域と行政をつなぐ重要な役割 を担っていますが、近年、地域生活課題が多様化・複雑化する中、民生委員・児童委員 に期待される役割も複雑化していることから、その活動支援に向けた取組が必要となっ ています。
- 社会環境の変化とともに、依存症関連相談やひきこもりなど、相談支援における難易 度も高まっており、相談機関の専門的スキルや相談支援の技術向上が必要です。
- 様々な要因がからみあう複雑困難な相談ケースが多くなっており、地域の保健・医療・ 福祉の関係機関・団体における相互の連携が必要となっています。

(地域移行支援、在宅サービス等の充実)

- 障がいのある人が住み慣れた地域で、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるように、福祉関係機関や医療機関と連携を図りながら、地域での生活を継続できるように支援する必要があります。
- 病状は安定しているものの、退院しても受け入れ先がないなどの理由により入院し続けているいわゆる社会的入院患者の地域移行を推進していくことが必要です。
- 退院した精神障がいのある人が安定した地域生活を送るためには、住まいの場の確保 のほか、外来医療、デイケア、訪問看護等による継続的な医療の提供と障がい福祉サー ビスによる生活支援、精神障がいに対する地域住民の理解が必要です。

(重度化・高齢化・「親亡き後」を見据えた体制づくり)

- 障がいのある人の重度化・高齢化が進んでおり、いわゆる「親亡き後」を見据え、居 住支援の機能をもつ地域生活支援拠点整備を推進する必要があります。
- 障がい者支援施設の入所者の高齢化が進んでおり、介護が必要な入所者も増加していることから、個々の実態に合わせた支援を適切に行うことができるよう体制を整える必要があります。

(障がいのある子どもに対する支援の充実)

- 障がいのある子どもへの支援は、障がいの状況やライフステージの変化、家族の状況 等により、様々な機関が関係していることから、一人ひとりの子どもの状況に応じてよ り適切で総合的な支援ができるよう、地域における支援体制を整備することが必要で す。
- 障がいのある子どもの親は、障がいの受容から、子どもの就学・就労、日常の介護による負担など、様々な不安を抱えていると考えられるため、段階に応じて、気軽に相談できる場を作る必要があります。
- できるだけ住み慣れた地域や居宅で暮らし続けることができるよう、各サービスの量 的確保に加え、質の向上を図ることが求められています。

(医療的ケア児への支援)

○ 医療的ケア児や重症心身障がい児が、そのライフステージや心身の状況に応じて、身 近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や、在宅生活を支えるサ

ービスの充実が必要です。

○ 医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活を送るためには、広域的・専門的な相談支援や、医療・福祉・保健・教育その他関係機関との連携・調整等の実施が不可欠であり、これらを支える人材の養成・確保と、総合的な支援体制の構築が必要です。

(障がい福祉サービスの質の向上等)

- サービス提供の実施主体である市町村は、障がいのある人の個々のニーズを的確に把握するとともに、地域における社会資源の整備と質の向上に取り組む必要があります。
- 利用者本位の質の高いサービス提供のためには、各事業者は自ら提供するサービスに ついて点検し、改善していく必要があります。

(福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進等)

○ 障がいのある人や難病患者の不便を補う補装具、日常生活用具や身体障がい者補助犬等は、障がいや難病による不便を解消し、自立や社会生活につながり、在宅介護者の負担も軽減することができることから、使用にかかる支援が求められています。

(障がい福祉を支える人材の育成・確保)

- ケアを必要とする人の更なる増加が見込まれる中、住み慣れた地域での暮らしを支える障がい福祉サービス等を担う人材の確保が重要な課題となっています。
- 長期的な視点で、計画的な人材育成を図るため、指導者も含めた障がい福祉サービス 従事者の人材育成の指針となる人材育成ビジョンについて、実情に合わせた検証等が必 要です。
- 求人が有資格者、専門職種に集中する傾向があり、専門資格を有する求職者の確保や 就職後のキャリアアップ、離職者の再就業への支援が求められています。

≪施策の方向≫

(1) 意思決定支援の推進

- 相談支援従事者やサービス管理責任者等を対象として、意思決定支援ガイドラインを活用した研修を開催し、事業所の職員の意思決定支援にかかる考え方や必要性への理解を深めます。
- 障がいにより判断能力が十分でない人を保護するための成年後見制度について、必要と する全ての人が、本制度を利用できるよう、関係機関とともに制度の普及や活用を促進す る取組を進めていきます。(再掲)

(2) 相談支援体制の構築

(障がいの特性に応じた相談支援体制の構築)

- 市町村が配置している身体障害者相談員、知的障害者相談員に対して、各種情報の提供 や相談対応能力の向上を図るための研修会等を実施し、相談員の資質の向上に努めます。
- 「自立支援センター巣立ち」による相談支援等を展開していくとともに、ひきこもり相 談支援者を対象とした専門研修会の開催により、支援者のスキルアップと、関係機関同士 の更なる連携強化に努めます。

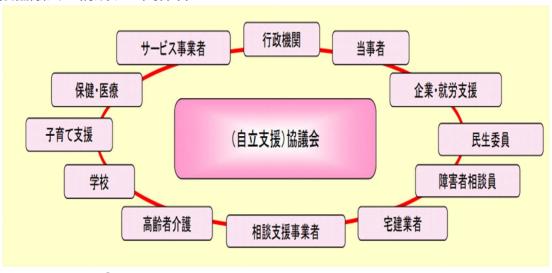
- ひきこもりを抱える家族や本人に対して、ひきこもり支援に携わる支援機関とともに継続的な支援を行うひきこもりサポーター(ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者)の養成を行います。
- 若者相談支援拠点による相談支援等を展開していくとともに、「山形県子ども・若者支援協議会」を開催し、関係機関同士の連携強化に努め、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施します。
- 各保健所において圏域単位で発達障がい者支援体制推進会議を開催し、関係機関と連携 しながら支援体制の強化に取り組むとともに、支援に携わる関係者への理解促進と支援技 術向上のための研修等を開催し、身近な支援者を育成していきます。(再掲)
- 県立こども医療療育センターは、在宅の障がいのある子どもに係る療育相談・指導の専門機関として地域生活を支援するとともに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターとして、その専門機能を活かし、療育機関に対して療育技術の指導等を行います。
- 県発達障がい者支援センターは、発達障がい支援の中核的・専門的機関として、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援等を行うとともに、関係機関と連携しながら、ライフステージに対応した地域支援体制の充実を図っていきます。
- 県立福祉型障がい児入所施設は、多様化・複雑化が進む入所児の障がいに対し、より的確に対応していくとともに、地域療育の拠点施設として、高まっている療育相談のニーズに応えていくために、専門的な研修への職員派遣や県立こども医療療育センターにおける現場実習、施設内での伝達・活用研修の実施等により、施設職員のスキルアップを図ります。(再掲)
- 山形市(国立病院機構山形病院)及び鶴岡市(鶴岡協立リハビリテーション病院)に設置している高次脳機能障がい者支援センターにおいて、高次脳機能障がいのある人及びその家族等への専門的相談支援、復学・就労等の社会復帰支援、地域支援ネットワークの整備、高次脳機能障がいへの支援手法等に関する研修等、支援の充実に努めるほか、正しい知識の普及啓発を行い、障がいへの理解を促進します。
- 難病患者及びその家族の抱える様々な悩みや不安を和らげ、適切な治療を受けながら生活することができるように、県難病相談支援センターにおいて、難病に関する情報の発信、各種情報提供や相談対応、ピアサポート等の患者交流事業及び医療機関を始めとする関係機関との連携による患者支援を行い、相談支援機能の充実を図ります。

(地域における相談支援体制の構築)

- 市町村における総合的な相談支援体制の充実に向けて、県自立支援協議会において、市町村(自立支援)協議会の実態把握を行い、関係機関の連携強化、障がいのある人の個別のニーズに応じた社会資源の開発等を推進します。
- 地域共生社会の実現に向けた取組として、地域包括支援センターや相談支援センターなど様々な相談機関が連携し、高齢者のほか、障がいのある人や児童への相談対応や、関係機関との連絡調整を行い、包括的な支援体制づくりに努めます。
- 民生委員・児童委員の制度や活動内容、守秘義務等について、広報誌やホームページなどで広く周知し、活動しやすい環境を整えるとともに、活動に必要な知識・技能を習得するための研修を実施し、資質向上を図ります。

- 障がいのある人の相談支援における中核的な役割を担う機関として、各市町村への基幹 相談支援センターの設置を促進し、相談支援体制の強化を図ります。
- 県自立支援協議会圏域相談支援連絡会及び県自立支援協議会相談支援推進員の活動を通 し、圏域における相談支援体制の充実強化を図ります。
- 各種相談支援に携わる職員を国が主催する研修会に派遣するなど、専門的スキルの向上 を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。
- 障がいのある人が自らの経験に基づき、同じ障がいのある仲間からの相談に応じて、自立に向けた支援を行うピアカウンセリングに対する支援に努めます。
- 県精神保健福祉センターは、保健所、市町村等関係機関の精神保健福祉業務に従事する 職員等に対する専門的研修を行い、支援技術の向上を図るとともに、保健所、市町村、民 間支援団体などが抱える地域の複雑困難なケースについて、専門的立場から技術指導及び 技術援助を行います。

自立支援協議会を構成する関係者イメージ

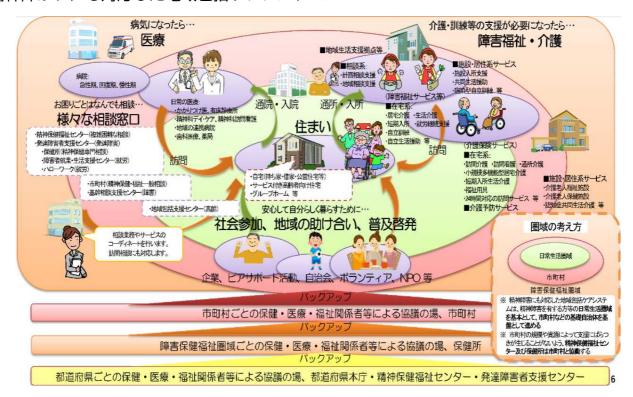


出典:厚生労働省作成資料「地域生活支援拠点等について」

(3)地域移行支援、在宅サービス等の充実(地域移行の推進)

- 障がいのある人の地域生活への移行を推進するため、障がい特性やニーズに応じたサービスをできるだけ身近な地域で利用できるよう日中活動事業所等の量的・質的拡大やケアマネジメントの充実を図るとともに、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等を活用したグループホーム等の整備を、市町村や地域の支援機関と連携して進めます。
- 精神疾患を有する長期入院患者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをする ことができるよう、市町村等における医療・保健・福祉の関係機関の連携による精神障が いにも対応した地域包括ケアシステムの構築を促進します。
- 地域に移行する際の住まいの確保や、地域における医療提供体制及び相談支援・自立生 活援助・自立訓練等の障がい福祉サービス提供体制の充実を促進します。
- 市町村と連携し、統合失調症やうつ病、依存症などの精神疾患や精神障がいのある人に関する正しい知識の普及と理解の促進を図るため、一般県民、当事者家族等を対象とした研修会や家族教室等の開催を促進します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム



出典:厚生労働省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書

(在宅サービス等の充実)

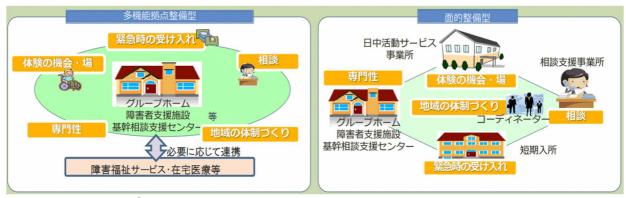
- 市町村と連携しながら、生活介護、就労継続支援等の指定障がい福祉サービス事業所の 拡充を図ります。
- 県難病相談支援センターにおいて、在宅で療養する難病患者の日常生活における相談・ 支援、地域交流活動の促進及び就労支援など、難病患者等が持つ様々なニーズに対応した きめ細かな支援を実施します。(再掲)
- 訪問支援等を含めた地域資源の活用による地域生活支援を推進します。
- 障がいのある人の円滑な移動を確保するため、移動支援事業等を実施する市町村への支援を行うほか、身体障がい者補助犬育成給付事業を実施します。(再掲)

(重度化・高齢化・「親亡き後」を見据えた体制づくり)

- 地域生活への移行等に係る相談やグループホームへの入居体験の機会等の提供、ショートステイ等による緊急時の受入体制の確保など、地域における居住支援のための機能を集約した地域生活支援拠点等の整備について、各市町村の状況・課題・意向等の把握に努めるとともに、他都道府県の動向・先進事例等についての情報を共有するなど、各市町村と連携して取り組んでいきます。
- 介護保険施設への入所が適当と思われる入所者のスムーズな移行を図るため、市町村に おける障がい・介護担当部局間の連携の推進及び制度の周知を行うことで、移行を促進し ていきます。
- 介護保険サービス施設・事業所、障がい福祉サービス事業所及び市町村に対し、「共生型 サービス」の創設に伴う基準・報酬について、周知を図り、共生型サービスに取り組む事 業所の普及に努めます。

○ 高齢期を迎えた障がいのある人に対して、個々の実態に合わせた支援が適切に行えるよ う体制を整えます。

地域生活支援拠点等のイメージ図



出典:厚生労働省作成資料「地域生活支援拠点等について」

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

(受入体制・支援体制の確保)

- 保育所や放課後児童クラブ等で障がいのある子どもの受入れが行われるよう支援してい きます。
- 市町村が行う日中一時支援事業など、地域で必要な支援については、地域のニーズや動 向を踏まえ、市町村や関係事業者と連携し、受入体制の確保に努めます。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもの在宅生活を支援し、併せて家庭への育児支援を図るため、市町村と連携し、相談支援と在宅障がい福祉サービスの充実及び療育支援の強化を図ります。あわせて、居宅訪問型児童発達支援の指定事業所の拡充を図ります。
- 円滑な就学や就学後の一貫した支援のため、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、幼稚園保育所等で行われた支援を確実に小学校へ引き継ぐ体制を構築していきます。
- 障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

(相談支援体制の充実)

- 市町村、保健所、医療機関、児童相談所、保育所、児童発達支援センター及び学校など の機関は、障がいのある子どもの親が抱えている不安や疑問にできるだけ早く対応してい きます。
- 県立障がい児入所施設における保護者等に対する相談支援等を実施し、身近な地域にお ける支援を展開していきます。
- 発達障がいのある子どもの家族に対する支援を充実するため、同じ障がいのある子ども を持つ先輩保護者をペアレントメンターとして養成します。

(身近な地域における通所支援等のサービス提供)

○ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、地域のニーズを踏ま えてサービス提供体制の整備を進め、指定事業所の拡充を図り、身近な地域での療育がで きるようにしていきます。

- 地域において中核的な役割を担う児童発達支援センターの設置を各市町村に促し、地域 全体の障がいのある子どもに対する支援の質の底上げを図ります。
- 県立こども医療療育センターにおいて、常時医療的ケアを要する重症心身障がい児の短期入所受入れに対応するほか、重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、児童発達支援及び短期入所事業所の拡充や支援体制の充実を図ります。

(医療的ケア児への支援)

- 医療的ケア児の支援に関わる保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置し、医療的ケア児への支援に関する課題や対応策の検討を行い、身近な地域で必要な支援を受けられるよう支援体制の充実を図ります。
- 県医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児とその家族の様々な相談を受け付け、適切な支援を受けられるよう、医療・福祉・保健・教育その他関係機関との連携・調整等を実施し、総合的な対応を行います。
- 医療的ケア児への支援を総合調整する医療的ケア児コーディネーターの養成研修や、各分野において看護師や介護職員をはじめとする医療的ケア児を直接処遇する職員への研修を通して、医療的ケア児を支える人材の育成を図ります。
- 医療的ケア児を介護する家族の負担軽減に向け、市町村や医療機関、事業者等と連携しながら支援の充実を図ります。
- 保育所等における医療的ケア児の受入体制を整備するため、保育所等で医療的ケア児の 保育を実施する市町村を支援します。
- 県教育委員会は、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校には、 必要な専門性を身に付けた看護師を確実に配置するとともに、安全で適切な医療的ケアの実 施や、高度な医療的ケアへの対応に資する研修会を開催していきます。

(5)障がい福祉サービスの質の向上等

- 障がい福祉サービスを提供する事業所職員の 資質向上に資する研修を実施します。
- 市町村が実施する地域生活支援事業を支援します。
- 市町村が行う障がいのある人に対する相談支援事業について、県自立支援協議会相談支援推進員を派遣して地域のネットワーク構築に向けた助言・調整等の広域的な支援を行います。



サービス管理責任者等養成研修

- 福祉サービス事業者に第三者評価の制度周知や受審を働きかけるなど、評価機関と連携 して制度の普及促進に努めます。
- 利用者の苦情に迅速・的確に対応できるよう、県福祉サービス運営適正化委員会の運営 を支援します。
- 障がいのある人に対して必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう、地域の保健・医療・福祉事業の従事者間で連携を図ります。
- 情報公表制度に基づき、障がいのある人やその家族が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

(6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進等

- 障がいのある人の日常生活の便宜を図る用具の給付等を行う日常生活用具給付等事業を 実施する市町村へ支援を行うとともに、必要に応じて市町村に各自治体の取組事例などを 情報提供します。(再掲)
- 事業の実施主体となる市町村に対し、軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費助成 事業の実施を促します。
- 身体障がい者補助犬を使用することにより、社会参加の促進が見込まれる希望者に対して、障がい者補助犬育成給付事業により補助犬を給付するとともに、身体障がい者補助犬に関する県民の理解が深まるよう周知啓発を図ります。

(7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

(福祉サービス従事者の育成・確保)

- 障がい福祉サービス従事者等の人材育成の指針となる人材育成ビジョンについて、評価 検討や従事者の意見を踏まえて実情に応じた見直しを行い、山形県が目指す人材育成のあ り方を明確にします。
- 求人求職情報サイトを活用して、求職者の具体的な就労に繋がる就職斡旋を行うととも に、有資格者のマッチングを推進します。
- 県福祉人材センターに配置されているキャリア専門員のハローワーク訪問、福祉関係の 事業所へ就職を希望する方に対する巡回相談や、事業所内研修への講師派遣による人材確 保・定着に向けた支援など、福祉、介護職についての理解を深める機会を提供します。
- 障がいのある人のニーズやサービス利用状況を的確に判断し、サービス等利用計画を策定できる相談支援専門員の養成や資質向上が図られるよう、カリキュラムの充実を図りながら、研修を実施します。
- 視覚障がいのある人の外出時に必要な支援を行う同行援護従業者や、強度行動障がいを 有する方に対し適切な支援を行う従業者の養成を図ります。
- 重度障がい者が年々増加している背景を踏まえ、当事者が望む地域生活等を送ることが できるよう、たんの吸引等を必要とする人に対応できる介護職員等を養成します。
- 福祉・介護職員の人材育成、確保、定着、離職防止を図るため、職員をサポートする事業を総合的に実施し、福祉・介護職員が安心して仕事に従事できる支援体制を構築していきます。
- 県内事業者に対し、福祉・介護職員処遇改善加算等の取得を促進し、賃金水準の向上を 図ります。
- 市町村が配置している身体障害者相談員、知的障害者相談員に対して、各種情報の提供 や相談対応能力の向上を図るための研修会等を実施し、相談員の資質の向上に努めます。 (再掲)

(ボランティア活動の推進・人材の養成)

○ 視覚障がいや聴覚障がいがある人の情報通信技術(ICT)の利活用の機会拡大を図るため、障がいの特性に応じたICT講習会を開催するとともに、障がいのある人のパソコン機器等の使用を支援するボランティアの養成・派遣を行い、障がいによる情報格差が生じないよう、情報通信技術の活用を推進します。(再掲)

- 障がいのある人が利用しやすい書籍・電子書籍等の製作のため、点訳や音訳、テキスト 化等に携わるボランティアを養成するとともに、支援者の資質向上を図るための研修会を 開催します。(再掲)
- 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等の意思疎通支援者を養成する とともに、意思疎通支援者の養成研修に必要な指導者を養成します。(再掲)

<コラム> 地域移行の推進に向けて

地域移行とは、施設等に入所している障がいのある人が、住まいをグループホームや自宅等に移して、自分らしい暮らしを実現することをいいます。山形県内では、令和4年度は II 名が地域移行を実現しており、今後さらに進んでいくよう本計画でも目標設定をしています。

<地域移行を行うメリット>

地域移行を行うことにより、自分らしい生活を行うことができる、地域や社会と触れ合う生活ができる、自分で意思決定や物事を行う気持ちを育む、自分でできる範囲が広がっていくなどのメリットがあります。

山形県の地域移行者数(H30~R4)

(単位:人)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
人数	13	8	24	17	11

【出典】県障がい福祉課調べ

<地域移行を実施する上での課題>

一方で、地域移行を進めていく上では、施設入所者の重度化・高齢化、家族や本人の反対・理解不足、受入先のグループホームの不足、法人の人員不足などの課題があります。

今回は、「施設入所者の重度化」について、強度行動障がいを有している人の事例を見ていきます。

<地域移行を実現した方の生活>

山形県内では、強度行動障がいを有している人でも、グループホームでの生活を実現しています。グループホームに入居した当初、壁紙をほとんど剥がしてしまうという方がいました。すぐに壁紙を張り直さずに、本人が落ち着いてから、壁紙の張替えではなく、塗装にすることで、本人が気にならないように環境を変えたといった対応をすることで、落ち着いて生活することができています。

地域移行を実現したグループホームの入居者は、 施設に入所している時にはできなかった、街を散歩 してコンビニで買い物をする、美容室に行くといった 外出や、誕生日にケーキを買って、みんなで祝うといった行事などが楽しみで、施設に入所している時より も自由度が高い生活を送っています。入居者からは、 「だんだん生活に慣れてきた」、「毎日楽しい」といった感想を伺っています。

強度行動障がいを有している人の受入に関する様々な課題に対応していくことで、受入側に入居者ごとの事例が蓄積され、それを職員で共有することで、入所者本人のストレスの軽減や満足度の高まりにつながり、

地域移行を実現して自分らしい部屋で 過ごす入居者(コラムの内容とは関係あ りません。)

強度行動障がいなど、重度の障がいのある人の地域移行も可能となっています。

7 教育の振興

◇ 現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、共生社会の実現に向け、可能な限りともに教育を受けることのできる仕組みの整備を進めることが必要です。
- 障がいのある子どもの学びの場が多様化する中で、あらゆる学びの場の担当者が、イン クルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育について理解する必要があり ます。
- インクルーシブ教育の実施にあたっては、特別支援教育に携わる教員だけではなく、全 ての教員が合理的配慮の必要性や内容について、深く理解していることが必要です。
- 特別支援学校では、在籍児童生徒が増加傾向にあり、有する障がいの重度・重複化、多様化の進行に伴い、教育的ニーズもますます多様化していくことが予想されるため、これに対応できる授業づくりや指導が求められています。
- 障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができるよう、環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等を一層充実させることが必要です。
- 医療的ケア児は年々増加していることから、保育所や特別支援学校等において、医療的ケア児の受入体制を整備する必要があります。
- 社会の障がい者雇用に対する認知度が広まったことにより、特別支援学校の卒業生の働く意欲を高めて、就労できるよう努める必要があります。
- 県立社会教育施設(図書館、博物館、青少年教育施設、生涯学習センター)については、 障がいのある人の生涯にわたる学びを支援していく必要があります。

≪施策の方向≫

(1) インクルーシブ教育システムの推進

- 県教育委員会は、障がいのある子どもが、他の子どもと共に学び共に活躍するために必要な合理的配慮の普及を促進するとともに、適切に提供されるよう推進します。
- 県教育委員会は、障がいのある子どもたちと、 障がいのない子どもたちや地域社会の人たちと の交流及び共同学習の充実・拡大を図っていき ます。
- 県教育委員会は、すべての教員を対象として、 合理的配慮の必要性やその具体的な内容等につ いて周知する機会と手立て(研修会の開催等)を 設け、理解の増進を図っていきます。



共同学習(外国語活動) (酒田特別支援学校と立川小学校)

(2)教育環境の整備

- 特別支援学校は、児童生徒の障がいの状況や学 習状況に応じた教育課程を編成するとともに、授業研究を活性化し、一人ひとりの障がい やニーズに応じたきめ細かな授業づくりを進め、授業改善を図っていきます。
- 小・中学校、高等学校は、集団の中で適切な支援を行っていくため、ユニバーサルデザインの7つの視点を取り入れた授業づくりを進め、正しい理解のもと、全ての児童生徒の、できる喜びや学ぶ意欲が高まるような効果的な授業実践に努めます。

- 設置校が年々増えている通級指導教室について、担当教員が適切な教室運営や自立活動 の指導が行えるよう専門性向上に資する研修体制を整えます。
- 県教育委員会は、特別支援教育に携わる教員全てが、高い専門性を持ち、自信と意欲を もって指導にあたることができるよう、特別支援学校教諭免許状未保有の教員へ、免許状 の取得を促していきます。
- 県教育委員会は、早期からの相談体制や、子どもの成長の度合い等に鑑みた柔軟で適切な学びの場を実現する取組を実施するとともに、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校と学びの場が変わった際に有効な指導・支援が切れ目なく行われるように、個別の指導計画や個別の教育支援計画を確実に引き継ぐことを推進していきます。また、それを活用し、PDCAサイクルで改善を進めながら、関係者や関係機関との連携を強化するとともに情報を共有し、指導・支援を行っていきます。
- 県教育委員会は、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携を図って支援を検討し、 互いに協力し合いながら障がいのある子どもをチームで支援する体制(横のつながり)の 構築を推進していきます。
- 保育所の改修に対する支援や、児童館や認可外保育施設等における受入れに対する経費の 補助を行い、障がいのある子どもの保育所等での受入体制を整備していきます。
- 保育所等における医療的ケア児の受入体制を整備するため、保育所等で医療的ケア児の 保育を実施する市町村を支援します。(再掲)
- 県教育委員会は、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校には、 必要な専門性を身に付けた看護師を確実に配置するとともに、安全で適切な医療的ケアの実施 や、高度な医療的ケアへの対応に資する研修会を開催していきます。(再掲)

(3) 高等教育における障がい学生支援の推進

- 県教育委員会は、ハローワーク等の就労関係機関との連携を密にし、就労に向けてステップアップを必要としている方に対して、卒業生を会計年度任用職員として雇用する「特別支援学校ステップアップ雇用事業」を適切に周知し、効果的な支援となるように取り組みます。
- 特別支援学校へ就労支援コーディネーターを配置し、実習先、就労先の開拓の実施、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した就労先とのミスマッチ解消等に取り組みます。

(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- 県及び県教育委員会では、県立社会教育施設(図書館、博物館、青少年教育施設、生涯 学習センター)において、誰もが参加できる、それぞれの施設の特色を活かした魅力あるプログラムを提供するよう努めます。
- 県教育委員会は、障がいのある人の生涯学習について優れた取組を行っている団体を顕 彰し、取組を紹介していきます。
- 県教育委員会は、各市町村社会福祉協議会等の関係機関と連携を深めながら、中・高校 生にボランティア活動の機会を提供します。

8 雇用・就業、経済的自立の支援

◇ 現状と課題

- 就労は、障がいのある人が地域で自立した生活を営むために重要であり、働く意欲のある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業機会の確保が求められています。
- 障がいのある人の雇用については、就職前から職場に定着するまで、一貫した支援が必要です。
- 県では、関係機関との連携の下に、職業能力開発を推進していますが、能力や適性及び 雇用ニーズに応じた取組を、さらに強化する必要があります。
- 県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃は全国と比べて低くなっており、工賃向上 を図るなど、一般就労か困難な人に対する支援が必要です。
- 農林業の分野においては、労働力が不足しており、様々な分野からの労働力確保について検討されているとともに、障がいのある人の就労機会を拡大する必要があることから、 農福連携の取組が必要です。

≪施策の方向≫

(1)総合的な就労支援

- 企業と障がいのある人双方のニーズや現状を把握しながら、効果的な職業訓練を実施していくため、ハローワークや支援機関等との連携を強化していきます。
- 地域における関係機関等のネットワークを活用し、各企業の実態に応じた支援につなげることで、障がいのある人の就労の場の確保に努めます。
- 障がい者雇用促進セミナーの開催や、法定雇用率未達成企業の訪問等により、障がいの ある人の雇用に対する理解を促進していきます。
- 就労に必要な生活リズムの確立、健康管理、 金銭管理及び生活設計など、日常生活に必要 な能力や習慣の習得について、障害者就業・生 活支援センターにおいて支援を行います。
- アビリンピックの県大会開催への協力や、 全国大会参加者の引率等について、関係機関 と連携しながら取り組んでいき、県民の障が いがある人への理解を深めるとともに、働く 場、活躍の場を増やすことにつなげます。



全国アビリンピック(全国障害者技能競技大会) 入賞した本県選手(ビルクリーニング)

(2) 障がいのある人の雇用の促進

- 県職員の採用に当たっては、障がいのある人を対象とした職員の選考試験を実施するとともに、会計年度任用職員の採用の拡大を図ります。また、雇用の促進と併せて職場定着に向け、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを進め、障がい者雇用の法定雇用率を達成します。
- 企業の求人に適切に応えられるよう、障害者就業・生活支援センターによる就業支援・ 生活支援や、就労移行支援・就労継続支援などの障がい福祉サービスを活用した支援を行 います。

(3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- 企業と障がいのある人双方のニーズや現状を把握しながら、効果的な職業訓練を実施していくため、ハローワークや支援機関等との連携を強化していきます。(再掲)
- 県発達障がい者支援センターを中核として、就労支援機関と連携し、発達障がいのある 人の就労についての理解促進と支援の充実を図ります。
- 2か所の県高次脳機能障がい者支援センターを中核として、高次脳機能障がいのある人 への相談支援、就労等社会復帰支援、関係機関との支援ネットワークの充実を図ります。

(4) 一般就労が困難な障がいのある人に対する支援

- 工賃向上に関するPDCAサイクルの確立と事業所の更なる意識向上を図るため、事業 所に対して働きかけを行います。
- 県共同受注センターにおいて、企業等の理解と協力を得ながら、企業等から発注情報を収集 して事業所に取引の斡旋・紹介等を行い、事業所の受注機会の確保に努めます。
- 企業的経営手法の導入により事業所の効果的な経営改善を図るため、専門的な知識を有するアドバイザーを事業所へ派遣し、工賃向上に向けた取組を支援していきます。
- 「障害者優先調達推進法」の主旨に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するための方針を定め、工賃向上のための受注機会の確保に努めます。
- 市町村等に対し、毎年度の調達方針の策定や調達の推進等について働きかけるほか、県内事業所の製品等の情報を提供することにより、市町村等も含めた県内公的機関の優先調達を推進します。

(5) 農福連携の推進

- 農福連携推進員の活動により、農業者等と施設外就労として農作業に取り組む障がい者 就労事業所とのマッチング支援等を行います。
- 自ら農業経営を行う障がい者就労事業所に対して、農作業の技術的助言等を行う専門家 派遣等の支援を行います。
- 県農福連携推進センターに集約された、農業と福祉双方のニーズや情報を共有し、地域 の実情に応じた取組が柔軟に行われるよう、市町村との連携を図ります。
- 県内4地域ごとに現地視察研修・交流会等を実施し、従事可能な作業や必要な配慮など について農業者や事業所指導員等の理解の促進を図り、農福連携に取り組む農業者・障が い者就労事業所の増加につなげます。
- 農福連携とともに、林福連携を推進するため、農福連携推進員が林業とのマッチングを 行うなど、林業分野における就労を推進していきます。

<コラム> 農福連携で工賃向上!

本県では、農業者の高齢化等による担い手不足が農業分野の課題となっています。一方で、福祉分野では障がい者の就労の場の確保や工賃向上が課題となっています。この双方の課題解決が期待できる施策として、農福連携を推進しています。

<取組例>

社会福祉法人月山福祉会では、平成 16 年の設立当初から、「お預かりして楽しんで帰ってもらうだけでなく、社会参加になるような仕事を利用者に」との思いから、積極的に工場建設等の設備投資を実施し、工賃向上のための取組を進めてきました。

近年は、農福連携の取組として、「きれいでなくてもいい、安心・安全なものを作る」というビジョンを共有しながら、農業や畜産業に取り組んでいます。

例えば、ニンジンや長ネギを無農薬で栽培し出荷しているほか、家畜のふんから堆肥を作り、その堆肥をまいて育った牧草を食べて家畜が育つという「循環型畜産」を実践しています。



ニンジンの収穫に取り組む利用者



畜産事業に取り組む利用者

循環型畜産では、「短角牛」を飼育しています。短角牛を選んだのは、穀物を主体とした飼料で育つ一般的な肉用牛と異なり、牧草のみで飼育が可能なため。牧草も、循環型であるだけでなく、農薬や化学肥料を使用せずに栽培しています。

このこだわりの牧草だけを食べて育った短角 牛は、「安心・安全」の高い付加価値をもつ牛と して出荷されています。

月山福祉会の牛は、市場で高く評価され、A4クラスの牛と同等の値段がつくこともあるとのこと。 この取組を主導してきた同会の石川理事長は、今後は生産数を増やして、利用者の工賃へ反映さ せていきたいと話しています。

このような農福連携の取組を更に広げていくため、県では、現地視察研修会・交流会や農業体験会の開催により、農業と福祉の相互理解が進むように努めるとともに、農福連携推進員が障がい者施設や農業者に訪問し、ニーズの把握、農作業リストなどを用いたわかりやすい過去事例の周知などを行い、マッチング支援を進めていきます。

9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

◇ 現状と課題

- 文化芸術活動や、レクリエーション、スポーツへの参加は、生活を豊かにするととも に、これらを通じた交流により障がいのある人とない人との相互の理解と認識を深め、障 がいのある人の自立と社会参加の促進へつながります。
- 文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る ため、「障害者文化芸術推進法」が平成30年6月に施行されました。
- 障がいのある人が多様な文化芸術活動に参加できるよう、また、県民が身近に障がい者 芸術を享受し、障がいへの理解が深まるように、障がいのある人の文化芸術活動を幅広く 促進していく必要があります。
- 2020 東京パラリンピックを契機とした障がい者スポーツに対する関心の高まりを受け、障がい者スポーツに対する理解を深め、振興を図る必要があります。
- 共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会を作るとともに、地域における一層の普及に努め、競技性の高い分野におけるアスリートの育成強化を図る必要があります。
- 障がい者スポーツの分野においては、障がいのある人が能力を発揮できる機会の拡大 が重要であり、実施人口の拡大と関係機関の活動支援が望まれます。
- 地域において障がいのある人のスポーツ活動を進めていくにあたっては、普及する人 材や、大会開催等を支えるボランティアの確保が課題となっています。

≪施策の方向≫

(1)文化芸術活動を通した社会参加の推進

- 障がいのある人の文化芸術活動を支援する拠点である「やまがたアートサポートセンター」の活動を中心に、相談支援、鑑賞・創造・発表等の機会の確保、情報の収集・発信等を行い、障がいのある人による幅広い文化芸術活動の促進や展開に取り組みます。
- 「やまがたアートサポートセンター」を拠点に、関係団体・機関等の連携等により、文 化芸術活動を支援する人材の育成や関係者のネットワークづくりを進め、障がいのある人 が文化芸術活動に親しみ、参加する機会等の充実を図ります。
- 県民芸術祭等への障がいのある人の参加促進を通して、年齢や障がいの有無等にかかわらず文化を鑑賞、創造、参加することができる環境づくりを進めます。
- 隣県と合同で障がい者芸術作品展を開催し、多様な作品や話題性のある作品を相互に展示することにより、県民が障がい者芸術に関心を持ち、親しむ機会を提供するとともに、芸術活動を行っている本県の障がいのある人が、隣県の方と交流し活動範囲を広げる機会とします。

(2) スポーツ活動を通した社会参加の推進

- 各種障がい者スポーツの出前教室を開催するなど、障がいのある人が取り組みやすいスポーツの普及を図り、関係団体等と連携しながら、障がい者スポーツの裾野を広げる取組を進めます。
- 障がい者スポーツに対する県民の理解を深めるため、障がいの有無に関わらず参加でき る障がい者スポーツ教室の開催などにより、障がいのある人とない人の交流を推進します。

- 障がいのある人が地域において気軽に参加できるよう、スポーツ大会の種目やレクリエーション行事の内容を工夫するとともに、市町村等との連携・協力により、地域住民との交流を図ります。
- 特別支援学校の生徒に対して、東北・全国の体育大会出場を支援し、特別支援学校にお ける体育・スポーツの一層の振興を図ります。
- 特別支援学校においては、パラスポーツを学校活動や交流活動に採り入れるなどして、 個々の障がいの実態に合わせ、スポーツに取り組む機会の充実を図っていきます。
- スポーツ大会やレクリエーション大会の開催、全国障害者スポーツ大会への県選手団派遣等について支援するとともに、各種大会の開催をサポートするボランティアや指導者等、障がい者スポーツを支える人材の育成・確保に努めます。
- 障がい者スポーツの選手に対する支援を行 うとともに、関係団体と連携しながら障がい者 スポーツの競技力向上を図ります。



パラスポーツ (ボッチャ)

<コラム> 表現活動と支援

障がいの有無に関係なく、どの人も芸術分野で素晴らしい表現者になり、活躍できる可能性があります。

障がいのある人は社会とつながる時に困難を伴うことが多く、社会とその人の表現をつなぐ支援者の存在が不可欠です。障がいのある人の表現活動には、日常を共に過ごす支援者の理解が重要な役割を果たします。

<日常から表現を見つける「まなざし」>

やまがた障がい者芸術作品公募展には「きざしとまなざし」というタイトルがつけられています。きざしとは、障がいのある人の日常の表現、まなざしはそれを見つける支援者の視線を表しています。



やまがた障がい者芸術作品公募展



展示された織物作品

動で制作された織物があります。上手に織ることが難しい方に、正しい織り方を覚えてもらおうとしていた支援者が、「正しく織ることだけが大事なことなのだろうか」と疑問に思い、指示ではなく肯定だけを行うようにした結果、魅力的な作品が生まれたとのことです。

展覧会に出品された作品の一つに、福祉事業所の活

この織物作品は、支援者に見出されることによって、ありのままの日常が表現の場へ出てきたものです。支援者がこのようなまなざしを持って、日常の生活を見ていくことが、障がいのある人の表現活動の裾野を大きく広げていくことにつながります。



織物の制作活動の様子

<オリジナルの表現を守る>

障がいのある人の中には、社会に向けた発表にあたり支援が必要な方もいます。支援者が良かれと思って行ったこと(本人の意思や好みを確認することなく作風と合わない額装をしたり、題名をつける等)により、表現に別の意味が加わってしまうことがあります。支援者にはその人独自の表現を守る意識を持つことが求められます。

県では、「やまがたアートサポートセンター」が実施するファシリテータ(障がいのある人の文化芸術活動を支援する人材)養成講座等への支援を通して、表現活動を正しく理解する支援者の育成を更に促進していきます。

第4章 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る目標

障がいのある人の自立を支援し、福祉施設から地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末までに、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者(以下「施設入所者」という。)の6%(86人)以上が地域生活に移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から7.6%(109人)以上減少させることを目指します。

	項目	目標	考 え 方
	実績値) 生の施設入所者数	(実績値) 1,430人	令和4年度末時点の施設入所者数
	域生活移行者数 地域生活への移行率]	86人以上 [6%以上]	令和8年度末までに、施設入所から 地域生活へ移行する者の数
施	設入所者数の減少		
	施設入所者減少数 [減少率]	109人以上 [7.6%以上]	令和8年度末までの施設入所者の減少数
	目標年度の施設入所者数	1,321人以下	令和8年度末時点の施設入所者数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

精神障がいのある人が、地域で自分らしい暮らしを実現することができるよう、精神 障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和8年度における精神障 がい者(精神病床への入院後1年以内に退院した者に限る。)の精神病床から退院後1年 以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び精神 病床における早期退院率に関する目標値を設定します。

項目	目標	実 績	考え方
精神障がい者の精神 病床から退院後1年以 内の地域における平均 生活日数	325.3日以上	322.8日(令和元年度現在)	令和8年度における精神 障がい者の精神病床から 退院後1年以内の地域に おける平均生活日数
精神病床における1年	891人以下	1,078人 (令和4年6月末現在)	令和8年度末時点での精神 病床における1年以上長 期入院患者数(65歳以上)
以上長期入院患者数	470人以下	590人 (令和4年6月末現在)	令和8年度末時点での精神 病床における1年以上長 期入院患者数(65歳未満)
精神病床における入院 後3か月時点の退院率	68.9%以上	63.1% (令和元年度現在)	令和8年度の精神病床に おける入院後3か月時点 での退院率
精神病床における入院 後6か月時点の退院率	84.5%以上	81.9%(令和元年度現在)	令和8年度の精神病床に おける入院後6か月時点 での退院率
精神病床における入 院後1年時点の退院率	91.0%以上	89.4%(令和元年度現在)	令和8年度の精神病床に おける入院後1年時点で の退院率

3 地域生活支援の充実に係る目標

- (1)障がいのある人の地域における自立した生活に向けた支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村における地域生活支援拠点等の整備(複数市町村による共同整備を含む。)を推進します。また、その機能を充実するため、年1回以上、運用状況を検証及び検討するとともに、コーディネーター等を配置し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築することを目指します。
- (2)強度行動障がいのある人への支援体制の充実を図るために、令和8年度末までに各市 町村(圏域含む。)において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支 援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を推進することを目指し ます。

項目	目標	実績(R4年度)	考え方
地域生活支援拠点等の 整備	全市町村 (複数市町村による 共同整備を含む)	17市町村 (2圏域)	令和8年度末までに、 各市町村に整備
地域生活支援拠点 等の運用状況の検証 及び検討	全市町村 (複数市町村による 共同整備を含む)	20市町村 (2圏域)	令和8年度末までに、各市町村において、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証及び検討の実施
地域生活支援拠点 等の効果的な支援 体制及び緊急時の 連絡体制の構築	全市町村 (複数市町村による 共同整備を含む)	— (新規項目)	令和8年度末までに、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築
強度行動障がいを有 する障がい者への支 援体制の整備	全市町村 (圏域含む)	— (新規項目)	令和8年度末までに、強度 行動障がいを有する障が い者に関して、その状況や 支援ニーズを把握し、地域 の関係機関が連携した支 援体制を整備

4 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

一般就労は障がいのある人が地域で自立した生活を営むために重要であり、その能力を 十分に発揮することができるよう、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(就労 移行支援、就労継続支援、生活介護及び自立訓練を行う事業をいう。)を通じて、令和8 年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度の移行実績の1.28倍(140人)以上と することを目指します。

そのうち、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の移行実績の1.31倍(73人)以上を目指します。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。就労継続支援A型事業については、概ね1.29倍(28人)以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.28倍(35人)以上とすることを目指します。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率*に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍(102人)以上、事業所数は、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。加えて、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を強化するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを目指します。

※就労定着率:過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された 通常の事業所に42カ月以上78カ月未満の期間継続して就労している者又 は就労していた者の占める割合をいう。

項目	目標	実績(R3年度)	考え方
年間一般就労移行者数[増加率]	140人以上 [1.28倍以上]	109人	福祉施設の利用者のうち、就労 移行支援事業等を通じて、令和 8年度中に一般就労に移行す る者の数
就労移行支援事業利用 者の年間一般就労移行者 数 [増加率]	73人以上 [1.31倍以上]	56人	就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
就労移行支援事業利用 終了者に占める一般就 労へ移行した者の割合 が5割以上の就労移行 支援事業所の割合	5割以上	— (新規項目)	令和8年度末において、県内の 就労移行支援事業所の総数に 対して、就労移行支援事業終了 者に占める一般就労に移行し た者の割合が5割以上となる 就労移行支援事業所数の割合

項目	目標	実績(R3年度)	考え方
就労継続支援A型事業 利用者の年間一般就労 移行者数 [増加率]	28人以上 [1. 29倍以上]	22人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
就労継続支援B型事業 利用者の年間一般就労 移行者数 [増加率]	35人以上 [1.28倍以上]	27人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
就労定着支援事業の 利用者数 [増加率]	102人以上 [1.41倍以上]	72人	令和8年度末において、就労定 着支援事業を利用する者の数
就労定着率が7割以 上の就労定着支援事 業所の割合	2割5分 以上	_ (新規項目)	令和8年度末において、県内の 就労定着支援事業所の総数に 対して、就労定着率が7割以上 となる就労定着支援事業所数 の割合
ネットワーク強化、就 労支援体制の構築推進 にかかる協議会等を活 用した取組の実施	協議会等での 取組を実施	— (新規項目)	令和8年度末までに地域の就 労支援のネットワークの強化、 関係機関と連携した就労支援 体制を構築するため、協議会等 を設置した上、取組を実施

5 障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標

障がいのある子ども及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供する体制 の構築を図るための目標値を設定します。

(1)地域における重層的な支援体制を構築するため、令和8年度末までに、児童発達支援センターの各市町村への設置を目指します。地域の実情により未設置の市町村においては、関係機関と連携し、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備するよう推進します。

また、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを目指します。

- (2) 聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児の早期発見・早期療育を基本とする計画を策定します。また、令和8年度末までに、児童発達支援センター及び特別支援学校等と連携しながら、難聴児支援のための中核的機能を有する体制及び新生児聴覚検査から療育につなげる体制の構築を目指します。
- (3) 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に確保することを目指します。
- (4) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

項目	目標	実績(R4年度)	考え方
児童発達支援センタ ーの設置	全市町村 (圏域での設置も可)	13市町 (1 圏域)	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置未設置の市町村は、同等の機能を有する体制を整備
障がい児の地域社会 への参加・包容(イ ンクルージョン)推 進体制の構築	全市町村	— (新規項目)	令和8年度末までに、各市 町村において、保育所等訪 問支援等を活用しながら、 障がい児の地域社会への参 加・包容(インクルージョ ン)を推進する体制を構築

項目	目 標	実績(R4年度)	考え方
難聴児支援を総合的 に推進するための計 画を策定	計画を策定	- (新規項目)	令和8年度までに難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定
難聴児支援のための中 核的機能を有する体制 等の構築	県内において 体制を確保	一(新規項目)	令和8年度末までに児童発 達支援センター及び特別支 援学校等と連携を強化し、 難聴児支援のための中核的 機能を有する体制及び新生 児聴覚検査から療育につな げる連携体制を構築
主に重症心身障がい 児を支援する児童発 達支援事業所の 確保	全市町村 (圏域での設置も可)	11市町 (1圏域)	令和8年度末までに、主に 重症心身障がい児を支援す る児童発達支援事業所及び
主に重症心身障がい 児を支援する放課後 等デイサービス 事業所の確保	全市町村 (圏域での設置も可)	12市町 (1 圏域)	放課後等デイサービス事業 所を各市町村に少なくとも 1か所以上確保
医療的ケア児等コー ディネーターの配置			令和8年度末までに、県及 び各市町村に医療的ケア児 等コーディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等に係る目標

- (1)相談支援体制の充実・強化を図るため、令和8年度末までに、各市町村において、 基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するこ とを目指します。また、基幹相談支援センターが設置されるまでの間においても、各 市町村において地域の相談支援体制の強化に努めます。
- (2)地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを目指します。

項目	目標	実績(R4年度)	考 え 方		
基幹相談支援センタ 一の設置	全市町村 (圏域での設置も可)	8市町 (1圏域)	令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置		
基幹相談支援センタ ーにおいて地域の相 談支援体制の強化を 図る体制の確保	全市町村 (圏域での設置も可)	一(新規項目)	令和8年度末までに、各市町村の基幹相談支援センターにおいて、専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組等の相談支援体制の強化を図る体制を確保		
協議会における地域サービス基盤の開発・改善及び体制確保	全市町村 (圏域での設置も可)	— (新規項目)	令和8年度末までに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施及び取組を行うために必要な協議会の体制を確保		

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る目標

障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供されることを目指すため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

- (1)障がい者等が個々のニーズに応じた良質な障がい福祉サービス等を選択できる体制 を構築するため、令和8年度末までに、「山形県障害福祉サービス等情報公表制度実施 要綱」に基づき、情報公表制度の対象となる県内の全ての事業所が、情報公表を行う ことを目指します。
- (2) 県が実施する障がい福祉サービス等の事業所に対する指導監査の結果を、関係する 自治体と共有する体制の構築を目指します。
- (3) 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について、地域のニーズを踏まえて、市町村と連携し、計画的に養成することを目指します。
- (4)障がい福祉サービス等を事業者が提供するにあたり、障がいのある人の意思決定を 支援することが重要であるため、障がい福祉サービス事業者や相談支援事業者等に対 して「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取 り組みます。

項目	目 標	実 績	考え方
情報公表の実施	県内の全ての事業所	90% (令和5年12月現在)	令和8年度末までに、情報 公表制度の対象となる県内 の全ての事業所が情報公表 を実施
指導監査結果の 関係市町村との 共有	当該年度に県が指導 監査を実施した全て の事業所に係る指導 監査結果	実績なし (令和4年度)	令和8年度までに、県が 実施する指定障がい福祉 サービス事業者及び指定 障がい児通所支援事業者 等に対する指導監査の結 果を、関係自治体と共有

項目	目標	実 績	考え方
相談支援専門員、 サービス管理責 任者及び児童発 達支援管理責任 者の養成	相談支援専門員を 240人以上養成	141人 (令和2~4年度)	令和8年度までに、相談 支援従事者研修(初任者 研修)を修了する者の数
	サービス管理責任者 及び児童発達支援 責任者を1,050人以上 養成	404人 (令和2~4年度)	令和8年度までに、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 (基礎研修・実践研修)を修了する者の数
意思決定支援に 関する研修の 修了者	120人以上	一(新規項目)	令和8年度までに、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発にかかる研修の修了者の数

第5章 障がい福祉サービス等の見込量と確保策等

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る活動指標

(各年度における指定障がい福祉サービス、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の 種類ごとの必要な量の見込み)

〇 実施に関する考え方

- ・ 地域生活への移行等に係る令和8年度の成果目標の達成のため、グループホームの充 実を図るとともに、通所系サービスについては、希望する障がい者に適切に提供できる よう体制整備を図ります。
- ・ 障がい者等の地域生活を支援し、県内のどの地域においても、必要とされる訪問系サービスを提供できるよう、サービスの充実を図ります。
- ・ 相談支援については、障がい者等が適切なサービスを利用できる相談支援体制を引き 続き整備します。

O 必要な量の見込みに関する考え方

- ・ 各市町村においては、第6期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、目標値を適切に補正(上方・下方)するとともに、障がい者のニーズを踏まえ必要な量を見込みました。(なお、市町村の見込み量には、県外施設利用者分も含まれています。)
- ・ 市町村が必要な量を見込む際には、地域における障がい者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつ、ニーズを把握するよう努めることとしています。
- ・ 県は、市町村障がい福祉計画における数値を障がい福祉圏域ごとに集計し、指定障が い福祉サービス、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の必要量を見込むこととして います。

〇 主なサービスの見込み量

- ・ 施設入所者等の地域移行を推進するため、令和8年度においては、共同生活援助(グループホーム)の利用人数を、令和4年度における実績(1,541人)の約1.2倍と見込んでいます。
- ・ 通所系サービスのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の令和4年度における利用人数については、令和4年度における実績(順に166人、569人、3,419人)のそれぞれ約1.4倍、約1.2倍、約1.1倍と見込んでいます。また、新たに令和7年度以降にサービスが開始される予定の就労選択支援の利用人数を見込んでいます。
- ・ 計画相談支援については、サービス等利用計画が必ず作成されるよう体制を維持しながら、新たな利用者に対応できるよう必要量を、令和4年度における実績(1,996人)の約1.3倍と見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用時間数]

圏域		実績(令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	以	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延利用時間
村	Щ	465	5, 313	514	6,001	528	6, 178	544	6, 372
最	上	67	650	81	817	88	884	94	951
置	賜	239	2,679	328	3,611	348	3,816	368	4,036
庄	内	343	4, 055	367	4, 463	373	4, 489	379	4, 522
県:	<u></u> 全域	1, 114	12,697	1,290	14, 892	1,337	15, 367	1,385	15, 881

② 重度訪問介護

重度の障がい者であって常時介護を要する方に、自宅等で、入浴、排せつ及び食事等の介護並 びに調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動支援等を総合的に行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用時間数]

巻	域	実績(令和4年度)		令和6年度		令和	17年度	令和	18年度
	山場	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延利用時間
村	ΙЩ	25	5, 062	30	6,053	32	6, 287	33	6, 451
最	上	6	897	7	963	7	989	8	1,016
置	賜	3	1,408	11	1,813	12	1, 982	13	2, 151
庄	内	8	182	8	281	8	281	8	281
県	全域	42	7, 549	56	9, 110	59	9,539	62	9, 899

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が、外出する際に必要な情報の提供(代筆・ 代読含む。)及び移動の援護等の必要な援助を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用時間数]

巻	域	実績(令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和	18年度
包	坞	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延利用時間
村	Щ	67	782	71	899	73	923	76	954
最	上	7	63	9	67	10	77	12	89
置	賜	7	58	15	80	16	83	17	86
庄	内	17	135	24	147	26	156	28	167
県	全域	98	1,038	119	1, 193	125	1, 239	133	1, 296

④ 行動援護

自己判断力が制限されている方が行動する際に、危険を回避するために必要な支援及び外出 支援を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用時間数]

 	域	実績(令和4年度)		令和	令和6年度		17年度	令和	18年度
圏	以	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延州時間
村	山	41	214	46	261	50	278	51	289
最	上	0	0	2	37	3	73	4	109
置	賜	0	0	6	39	7	49	8	59
庄	内	0	0	3	12	3	12	3	12
県:	全域	41	214	57	349	63	412	66	469

⑤ 重度障がい者等包括支援

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用時間数]

巻	域	実績(令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	以	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延利用時間	人	延利用時間
村	山	0	0	0	0	0	0	0	0
最	上	0	0	1	400	1	400	1	400
置	賜	0	0	2	25	2	25	3	85
庄	内	0	0	1	240	1	240	1	240
県	全域	0	0	4	665	4	665	5	725

(2)通所系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

圏	域	実績(令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
包	以	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数
村	山	1, 159	21, 370	1,211	22, 336	1,231	22, 687	1,252	23, 081
最	上	241	4, 751	259	5, 301	265	5, 449	271	5, 635
置	賜	559	10, 397	617	11, 160	623	11, 269	630	11, 397
庄	内	771	14, 606	832	15, 160	850	15, 477	870	15,806
県	全域	2,730	51, 124	2,919	53, 957	2,969	54, 882	3,023	55, 919

② 自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体 機能の向上のための理学療法 及び作業療法等のリハビリテーション等を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

巻	域	実績(令和4年度)		令和	令和6年度		17年度	令和	18年度
	以	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数
村	山	1	1	4	36	4	36	5	43
最	上	0	0	1	22	1	22	2	44
置	賜	8	90	18	173	20	201	23	237
庄	内	0	0	1	22	1	22	1	22
県生	全域	9	91	24	253	26	281	31	346

③ 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ及び食事等の生活能力 の向上のために必要な訓練を行います。(宿泊型自立訓練を含みます。)

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

巻	域	実績(令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	坞	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数
村	山	37	773	51	1,010	55	1,069	60	1, 136
最	上	1	10	2	45	3	67	4	89
置	賜	3	50	9	157	11	193	12	209
庄	内	92	1,487	93	1, 412	93	1, 412	93	1, 412
県会	<u>全域</u>	133	2,320	155	2,624	162	2, 741	169	2,846

④ 就労選択支援

一般就労や就労系障がい福祉サービス事業所などについて、障がい者本人の能力や適性、地域 社会や事業所の状況に合った選択ができるよう必要な支援を行います。(令和7年度以降にサー ビスが開始される予定)

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

		実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巻	域			1 111 1 100	
		利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	山	0	0	37	74
最	上	0	0	5	6
置	賜	0	0	3	6
庄	内	0	0	5	10
県台	<u></u> È域	0	0	50	96

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

巻	域	実績(令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
包	以	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数
村	Щ	97	1,694	122	2, 188	133	2, 435	141	2,638
最	上	15	262	19	321	19	302	21	322
置	賜	7	115	18	234	18	234	19	244
庄	内	47	755	48	739	46	728	45	719
県:	 全域	166	2,826	207	3, 482	216	3, 699	226	3, 923

⑥ 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、 働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

		実績(令和4年度)		令和	令和6年度		令和7年度		18年度
圏	以	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数
村	Щ	344	6, 795	367	7, 352	379	7, 596	393	7, 847
最	上	94	1,941	86	1,745	87	1,766	85	1, 731
置	賜	36	678	53	955	54	971	55	987
庄	内	95	1,936	113	2, 187	119	2,313	126	2, 493
県会	全域	569	11,350	619	12, 239	639	12, 646	659	13, 058

⑦ 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

圏域		実績(令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	以	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数
村	山	1, 115	18, 526	1, 196	19,532	1,237	20, 138	1,282	20, 804
最	上	289	5, 172	325	5,870	338	6,084	345	6, 202
置	賜	905	15, 192	1,000	16, 923	1,019	17, 348	1,035	17, 735
庄	内	1, 110	19, 921	1, 156	20, 972	1, 177	21, 594	1, 198	22, 239
県全	全域	3, 419	58, 811	3,677	63, 297	3,771	65, 164	3,860	66, 980

⑧ 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。

[1か月当たりの利用人数]

 	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
圏	以	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	Щ	43	60	65	70
最	上	3	6	8	13
置	賜	2	4	4	6
庄	内	19	29	29	30
県会	全域	67	99	106	119

(3)居住系サービス

① 自立生活援助

共同生活援助又は施設入所支援を受けていた方が自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により相談に応じる等の援助を行います。

「1か月当たりの利用人数]

圏	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包	坞	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	山	2	4	6	9
最	上	0	1	2	3
置	賜	4	16	17	18
庄	内	0	2	2	2
県	<u></u> 全域	6	23	27	32

② 共同生活援助 (グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上 の援助を行います。

「1か月当たりの利用人数]

, .							
	圏域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
圏	以	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数		
村	Щ	530	584	614	640		
最	上	179	187	190	196		
置	賜	406	461	484	505		
庄	内	426	455	466	477		
県会	全域	1, 541	1, 687	1, 754	1,818		

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

圏域		実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	以	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	Щ	535	508	494	482
最	上	161	155	152	147
置	賜	323	319	314	311
庄	内	411	394	389	381
県会	全域	1, 430	1, 376	1, 349	1, 321

(4)療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護 及び日常生活の世話を行います。

[1か月当たりの利用人数]

*	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巻	以	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	· Щ	88	88	88	88
最		15	14	15	15
置		48	62	67	74
庄	内	40	41	40	40
県	全域	191	205	210	217

(5)短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

		1 1 1 1 1 1					_,		- , 1
圏域		実績(令	和4年度)	令和	16年度	令和	17年度	令和	18年度
圏	以	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数
村	山	122	700	165	860	178	937	193	1,040
最	上	9	122	17	155	21	189	24	210
置	賜	66	545	145	845	172	980	207	1, 162
庄	内	125	761	146	808	154	840	164	872
県会	全域	322	2, 128	473	2,668	525	2,946	588	3, 284

(6) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

[1か月当たりの利用人数]

巻	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	以	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	山	756	909	960	1, 011
最	上	144	149	155	161
置	賜	460	512	529	544
庄	内	636	737	782	833
県金	全域	1, 996	2, 307	2, 426	2, 549

② 地域移行支援

障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与します。

		. 101.01 10012			
選	圏域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	坞	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	Щ	1	4	5	7
最	上	0	1	2	4
置	賜	1	9	10	11
庄	内	1	5	5	5
県台	全域	3	19	22	27

③ 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がいのある人について、常時の連絡体制を確保 し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与します。

[1か月当たりの利用人数]

 	圏域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包	以	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	Щ	10	12	12	14
最	上	1	3	6	10
置	賜	1	8	9	10
庄	内	6	12	13	15
県:	全域	18	35	40	49

≪重度障がい者の利用者数≫

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、医療的ケアを必要とする重度障がいのある人が 利用する障がい福祉サービスの利用者数の見込みを設定します。

① 重度障がい者の生活介護

[1か月当たりの利用人数]

	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
圏	坞	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	Щ	238	243	248	251
最	上	78	82	84	85
置	賜	69	70	70	70
庄	内	120	124	124	126
県:	<u></u> 全域	505	519	526	532

② 重度障がい者の共同生活援助 (グループホーム)

[1か月当たりの利用人数]

 	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
圏	以	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	Щ	46	48	51	54
最	上	16	18	18	19
置	賜	21	26	28	30
庄	内	21	23	25	25
県台	全域	104	115	122	128

③ 重度障がい者の短期入所

	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
圏	以	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	山	80	87	91	94
最	上	5	9	10	13
置	賜	27	40	47	56
庄	内	33	38	40	42
県会	全域	145	174	188	205

○ 見込み量確保のための方策

- ・ 見込み量に応じた事業所数を確保するため、施設整備に対して助成を行い、基盤整備を進めます。
- ・ 身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、市町村と連携しながらサービス提供体制の整備を進め、指定事業所の拡充を図ります。
- ・ 相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修等を実施するとともに、障がい福祉 サービス従事者等への研修の機会を確保し、人材育成を図ります。
- ・ 事業所数の確保に向けて、事業者等の情報把握や働きかけについて、市町村や各障が い福祉関係団体等との情報共有を図り、連携を進めます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、精神障がい者の障がい福祉サービスの利用者数等の見込みを設定します。

また、厚生労働省が定める「基本指針」別表第四の三の式により、令和8年度末に精神 病床での1年以上長期入院患者が地域移行するものとした際に必要となる基盤整備量(利 用者数)を算定します。

(1)精神障がい者の障がい福祉サービスの利用者数

① 精神障がい者の地域移行支援

[1か月当たりの利用人数]

圏	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包	以	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	山	1	4	5	7
最	上	0	0	0	1
置	賜	1	6	7	8
庄	内	1	4	5	5
県会	<u></u> 全域	3	14	17	21

② 精神障がい者の地域定着支援

[1か月当たりの利用人数]

٠.	. 10 /3 41 4 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10						
	圏	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
			利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	
	村	山	8	8	8	9	
	最	上	1	1	2	4	
	置	賜	1	6	7	8	
	庄	内	3	6	7	7	
	県台	全域	13	21	24	28	

③ 精神障がい者の共同生活援助(グループホーム)

[1か月当たりの利用人数]

- 	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巻		利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	山	152	168	175	181
最	上	62	71	73	74
置	賜	189	185	190	194
庄	内	199	211	217	224
県会	全域	602	635	655	673

④ 精神障がい者の自立生活援助

	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
圏		利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	Щ	2	3	4	7
最	上	0	0	0	1
置	賜	4	13	14	15
庄	内	0	1	1	1
県全	全域	6	17	19	24

⑤ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)

[1か月当たりの利用人数]

巻	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包	坞	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	山	17	24	26	29
最	上	1	2	2	3
置	賜	1	3	5	6
庄	内	76	77	76	76
県3	全域	95	106	109	114

(2) 精神病床における退院患者の退院後の行き先

入院中の精神障がい者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定します。

[1か月当たりの人数]

5 7 1 1 1 C 7 0 5 C (M)					
退院先	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
在宅	210	220	225	230	
他院の精神病床	9	9	9	9	
自院の精神病床以外の病床	8	8	8	8	
他院の精神病床以外の病床	29	29	29	29	
障がい福祉施設	24	25	26	26	
介護施設	66	69	71	72	
その他の施設等	3	3	3	3	
死亡	50	50	50	50	
合計	399	413	421	427	

(3) 精神病床における長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤 整備量(利用者数)

基本指針の別表第四の三の式により、令和8年度末に精神病床での1年以上長期入院 患者が地域移行するものとした際に必要となる基盤整備量(利用者数)を算定します。

項目	令和8年度末			
情神病床長期入院患者の地域移行		65歳以上	65歳未満	
に伴う地域の精神保健医療福祉体	291人	102	110	
制の基盤整備量(利用者数)		173人	118人	

O 整備及び機能の充実に向けた方策

- ・ 見込み量に応じた事業所数を確保するため、施設整備に対して助成を行い、基盤整備 を進めます。
- ・ 身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、市町村と連携しながらサービス提供 体制の整備を進め、指定事業所の拡充を図ります。
- ・ 相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修等を実施するとともに、障がい福祉サ ービス従事者等への研修の機会を確保し、人材育成を図ります。
- ・ 事業所数の確保に向けて、事業者等の情報把握や働きかけについて、市町村や医療機 関、障がい福祉関係団体等との情報共有を図り、連携を進めます。

3 地域生活支援の充実に係る活動指標

地域生活支援の充実に係る成果目標の達成に向けて、各市町村等と連携して取り組みます。

項目	実績(令和4年度)	数值	考え方	
地域生活支援拠点等 設置市町村数	17市町村 (2圏域含む)	全市町村	令和8年度における地域生活 支援拠点等設置市町村数	
地域生活支援拠点等が 有する機能の充実に 向けた支援の実績等を 踏まえた検証及び検討 の実施回数	17回 ^{※1}	1市町村当たり 平均2回	令和8年度における、各市町村の地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間実施回数の平均値	
地域生活支援拠点等へ のコーディネーターの 配置人数 ^{※2}	1人	42人	令和8年度における地域生活 支援拠点等のコーディネータ 一の配置人数	

- ※1 圏域で設置している場合は、各市町村で重複しないよう、圏域で回数を計上している。
- ※2 圏域で設置している場合は、圏域としての配置人数を計上している。

O 整備及び機能の充実に向けた方策

- ・ 国の制度改正や他都道府県の動向・先進事例等について情報把握に努め、各市町村と の情報共有に努めていきます。
- ・ 市町村に対し、地域生活支援拠点等の整備、機能の充実及びコーディネーターの配置に ついて議論・検討を進めていくよう促すとともに、各市町村の状況・課題・意向等につい て調査し、把握に努めていきます。
- ・ 圏域単位での各市町村の連携や面的な体制整備など、市町村間の協議や広域的な調整が必要な事項等について、連携して取り組んでいきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等に係る活動指標

福祉施設から一般就労への移行等の促進について、障がい福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むための活動指標を設定します。

項目	実績(令和4年度)	数 値	考え方
障がい者に対する職業 訓練の受講者数	3人	4人	令和8年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数
福祉施設から公共職 業安定所に誘導する 福祉施設利用者数	103人	132人	令和8年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する利用者数
障害者就業・生活支援 センターへ誘導する福 祉施設利用者数	13人	15人	令和8年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、 障害者就業・生活支援センター へ誘導する福祉施設利用者数
公共職業安定所の 支援を受けて一般就労 へ移行する福祉施設 利用者数	73人	93人	令和8年度において、福祉施設 の利用者のうち、公共職業安定 所の支援を受けて一般就労へ 移行する者の数

○ 一般就労への移行促進のための方策

障がい者の確実な就労に結びつくよう、労働局や障害者就業・生活支援センターなど 関係機関と密接な連携を図りながら支援に努めていきます。

5 発達障がい者等支援に係る活動指標

発達障害者支援法において、都道府県は、発達障がい者及び発達障がい児(以下「発達 障がい者等」という。)の支援を行うにあたり、地域の実情を踏まえつつ、発達障がい者等 及びその家族その他の関係者が可能な限り、その身近な場所において、必要な支援を受け られるよう、適切な配慮をすることとされています。

ついては、発達障がい者等への支援を一層充実させるための活動指標を設定します。

項目	実績 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
発達障がい者支援 地域協議会の開催 回数	1回	1回	1回	1回	地域の支援体制の課題の 把握及び対応についての 検討を行うために必要な 地域協議会の開催回数
発達障がい者支援 センターによる相 談支援件数	1, 313件	1,300件	1,300件	1,300件	現状の相談件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障がい者支援センターによる相談支援が必要と判断される数を勘案した相談件数
発達障がい者支援 センター及び発達 障がい者地域支援 マネジャーの関係 機関への助言件数	293件	300件	300件	300件	現状の助言件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり、発達障がい者支援センターあるいは発達障がい者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案した助言件数
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数	31回	30回	30回	30回	現状の研修及び啓発件数 を勘案し、個々の発達障 がいの特性に関する理解 が図られるために必要な 研修、啓発件数

項目	実績 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
ペアレントレーニン グやペアレントプロ	受講者 125人	受講者 157人	受講者 162人	受講者 172人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプロ
グラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	実施者 64人	実施者 69人	実施者 71人	実施者 78人	グラム等の支援プログラム等の実施状況等を勘案 した受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)
ペアレントメンタ ーの人数	35人	37人	38人	39人	現状のペアレントメンタ 一養成研修等の実施状況 等を勘案したペアレント メンターの人数
ピアサポートの活 動への参加人数	65人	70人	70人	70人	現状のピアサポートの活 動状況等を勘案した参加 人数

6 障がい児支援の提供体制の整備等に係る活動指標

(各年度における障がい児通所支援、障がい児相談支援及び障がい児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み)

〇 実施に関する考え方

・ 障がい児が安心して地域生活を送ることができるよう、保護者の下から通いながら 受けられる療育や訓練の場を拡充します。

〇 必要な量の見込みに関する考え方

- ・ 必要量の見込みについては、市町村において、障がい児支援の利用実態及びニーズの 把握を行い、現在の利用状況に関する分析や地域における児童数の推移も含めた地域 の実情を踏まえて設定しました。
- ・ 県は、市町村障がい児福祉計画における見込みの数値を障がい福祉圏域ごとに集計 し、指定障がい児通所支援等の必要量を見込むこととしています。

〇 主なサービスの見込み量

・ 通所支援のサービスについては、地域における保護者のニーズが高まっていること から、児童発達支援と放課後等デイサービスの令和8年度の利用人数の見込み量につ いて、令和4年度における実績(順に720人、2,031人)と比較し、それぞれ約1.6倍、 約1.4倍と見込んでいます。

(1)障がい児通所支援

① 児童発達支援

障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及 び集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

		実績(令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
巻	域	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数
村	Щ	503	3, 413	642	4, 034	710	4, 275	784	4, 483
最	上	43	194	61	236	64	254	68	272
置	賜	127	830	173	1,080	184	1, 131	196	1, 182
庄	内	47	430	86	973	85	961	85	961
県金	全域	720	4, 867	962	6, 323	1,043	6,621	1, 133	6,898

② 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学児を通わせて、生活能力の向上のために必要な 訓練及び社会との交流促進等必要な支援を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

圏域		実績(令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	以	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数
村	山	1, 290	15, 280	1,575	17, 913	1,685	18, 957	1,795	19, 918
最	上	93	1, 087	103	1, 193	108	1, 268	113	1,349
置	賜	279	3, 720	383	4, 435	398	4, 599	415	4, 786
庄	内	369	5, 316	416	5,843	440	6,098	466	6,369
県台	全域	2,031	25, 403	2,477	29, 384	2,631	30, 922	2, 789	32, 422

③ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専 門的な支援を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

巻	域	実績(令和4年度)		令和	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	坞	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	
村	山	42	65	77	108	90	123	102	140	
最	上	0	0	1	1	2	3	11	21	
置	賜	84	185	110	237	131	274	154	318	
庄	内	3	6	11	28	13	32	15	36	
県	全域	129	256	199	374	236	432	282	515	

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児で、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難なも のについて、その居宅を訪問し、必要な支援を行います。

[1か月当たりの利用人数と延利用日数]

***	域	実績(令和4年度)		令和	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
圏	以	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	人	延利用日数	
村	Щ	2	9	3	10	3	10	4	11	
最	上	0	0	2	8	2	8	2	8	
置	賜	0	0	5	17	5	17	5	17	
庄	内	1	1	3	19	4	28	5	37	
県:	全域	3	10	13	54	14	63	16	73	

(2) 障がい児相談支援

障がい児の心身の状況、環境及び支援に関する意向を勘案し、「支援利用計画」を作成するとともに、通所支援事業者等との連絡調整等を行います。

「1か月当たりの利用人数]

巻	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	坞	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
村	Щ	413	500	546	586
最	上	23	35	37	39
置	賜	116	142	158	172
庄	内	149	198	212	227
県:	全域	701	875	953	1, 024

(3)障がい児入所支援

① 福祉型障がい児入所施設

障がいのある児童を入所により保護するとともに、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。

[1か月当たりの利用人数] ※ 県で支給決定しているため、県全域の数値のみ

区域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	
県全域 4		48	58	68	

② 医療型障がい児入所施設

障がいのある児童を入所により保護するとともに、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに 治療を行います。

[1か月当たりの利用人数] ※ 県で支給決定しているため、県全域の数値のみ

区域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	
県全域	32	32	32	32	

(4) 医療的ケア児に対する総合調整・関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 人数

[配置人数]

	域	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
圏域		配置人数	配置人数	配置人数	配置人数
Ė	県 2		2	2	2
村	圧	19	26	29	35
最	上	4	5	5	5
置	賜	12	16	17	18
庄	内	6	6	6	7
合	計	43	55	59	67

〇 見込み量確保のための方策

- ・ 見込み量に応じた事業所数を確保するため、施設整備に対して助成を行い、基盤整備 を進めます。
- ・ 通所支援事業実施主体である市町村と連携しながらサービス提供体制の整備を進め、 指定事業所の拡充を図ります。
- · 相談支援従事者研修や児童発達支援管理責任者研修を実施し、人材育成を図ります。
- ・ 事業所数の確保に向けて、事業者等の情報把握や働きかけについて、市町村や各障が い福祉関係団体等との情報共有を図り、連携を進めます。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る活動指標

指定障がい福祉サービス等の提供に係る人材の養成や、サービス提供を直接担う職員の 確保にかかる活動指標を設定します。

(1) 相談支援従事者研修の修了者数

百日	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
項 目	修了者数	修了者数	修了者数	修了者数
初任者研修	50	80	80	80
現任研修	55	80	80	80
主任研修	4	10	10	10

[※]主任研修については、本県を含む東北4県(青森県、岩手県、秋田県)と持ち回りで開催 しているため、各年度の本県から受講する者の修了者数とします。

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数

1百 日	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
項 目	修了者数	修了者数	修了者数	修了者数
基礎研修	106	210	210	210
実践研修	53	140	140	140
更新研修	245	210	210	210

(3) 意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数・修了者数

項目	実績 (令和4年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	回数	修了者数	回数	修了者数	回数	修了者数	回数	修了者数
意思決定支援ガイドライ ン等を活用した研修	0	0	1	40	1	40	1	40

<各年度の指定障がい者支援施設等の必要入所定員総数>

1 指定障がい者支援施設

年 度	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要入所定員総数	1, 481	1, 420	1,390	1,361

2 指定障がい児入所支援

(1) 福祉型障がい児入所支援

年 度	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要入所定員総数	90	90	110	110

(2) 医療型障がい児入所支援

年 度	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要入所定員総数	60	60	60	60

第6章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

1 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方

(1) 施策推進の方向

障がい者等が地域で快適な生活を送るために、多様な福祉資源の整備を図るとともに、 その個性や適性を活かしながら能力を発揮できる環境づくりを進め、障がい者等の地域 生活を支援します。

(2) 市町村の地域生活支援事業との役割分担

市町村の地域生活支援事業は、地域生活に関する一般的な支援を行い、県の地域生活 支援事業は、専門的、広域的な支援や人材育成等を中心に実施します。

2 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障がい者支援センター運営事業

山形県発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいに係る支援を総合的に行う地域の拠点として、個別の相談支援活動、普及啓発に向けた研修、関係機関との連絡調整を行い、発達 障がい者等及びその家族を支援します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施個所数	1 か所	1 か所	1か所	1か所
延べ研修参加人数	722人	1,000人	1,000人	1,000人

② 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

山形県高次脳機能障がい者支援センターに専任コーディネーターを配置し、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいの支援手法等に関する研修等を行い専門的な支援を実施します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施個所数	2か所	2か所	2か所	2か所
延べ研修参加人数	293人	300人	300人	300人

③ 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県域の療育機能との重層的な連携を図ります。

こども医療療育センターを中心に、地域の療育資源のネットワーク化を図り、在宅の障がい 児等及びその家族に対し療育指導・相談を行うとともに、障がい児等が在宅で十分な支援を受 けられるようなシステムの構築を図ります。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施個所数	4か所	4か所	4か所	4か所

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

① 手話通訳者·要約筆記者養成研修事業

意思疎通支援事業に係る手話通訳者及び要約筆記者の養成研修を実施します。

ア 手話通訳者

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			通訳 I 20人	
研修参加人数	通訳Ⅱ 11人	通訳Ⅱ 20人	通訳Ⅱ 20人	通訳Ⅱ 20人
	通訳Ⅲ 11人	通訳Ⅲ 20人		通訳Ⅲ 20人

イ 要約筆記者

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	10人	20人	20人	20人

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

意思疎通支援事業に係る盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を実施します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	3人	20人	20人	20人

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

① 要約筆記者派遣事業

全県規模の集会及び会議等に要約筆記者を派遣することにより意思疎通支援を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ派遣時間数	284.5時間	320時間	320時間	320時間

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に通訳・介助員を派遣することにより移動等の介助を行い、盲ろう者の自立と社会 参加を促進します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ派遣時間数	883時間	1,200時間	1,200時間	1,200時間

(4) 広域的な支援事業

① 都道府県相談支援体制整備事業

圏域の相談支援体制等の整備を図るため、相談支援チーフ推進員及びブロック相談支援推進員を設置し、市町村や地域自立支援協議会と連携して重層的な相談支援体制を構築します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーフ推進員数	2人	2人	2人	2人
ブロック推進員数	9人	9人	9人	9人

② 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がい者等への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係者 で構成する「発達がい者支援地域協議会」を設置します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	1 回	1 回	1回	1回

(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業

① 障がい支援区分認定調査員等研修事業

全国共通の基準に基づき、客観的かつ公平に障がい者介護給付等の事務が行われるよう研修 を行い、障がい支援区分認定調査員等の資質向上を図ります。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	56人	60人	60人	60人

② 相談支援従事者等研修事業

相談支援事業に従事しようとする者及び既に従事し一定の経験を有する者に対し、相談技術の習得を目的とした初任者研修、現任研修、特別研修及び主任研修を行うことにより、相談支援事業従事者の資質向上を図ります。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	229人	330人	290人	290人

③ サービス管理責任者研修事業

障がい福祉サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等の研修を行い、サービス管理責任者を養成します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	404人	580人	580人	580人

④ 障がい者ピアサポート研修事業

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい 者の支援を行うピアサポーターや、ピアサポーターの活用方法等を理解した障がい福祉サービ ス事業所等の管理者等を養成します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	0人	60人	60人	60人

⑤ 身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業

身体・知的障がい者相談員の研修を行い、相談員の相談対応力の向上と相談員間の連携を推進します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	118人	150人	150人	150人

⑥ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

喉頭の摘出により音声機能を喪失した人の発声訓練事業に携わる者の研修を行い、指導者を 養成します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	0人	5人	5人	5人

(6) 日常生活支援

① 福祉ホームの運営

家庭環境や住宅事情等により、居宅で生活することが困難な障がい者(但し、常時の介護及び医療を必要とする状態にある者を除く。)で、現に住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室や設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所

② オストメイト社会適応訓練

オストメイトに対するストマ用装具や社会生活に関する講習や各種相談を行い、社会参加を 促進します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ講習参加人数	253人	200人	200人	200人

③ 音声機能障がい者発声訓練

喉頭の摘出により音声機能を喪失した人に対して発声訓練を行い、社会参加を促進します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ訓練参加人数	454人	1,200人	1,200人	1,200人

(7) 社会参加支援

① 手話通訳者設置

聴覚障がい者等が県庁に来庁した際や県主催のイベント等におけるコミュニケーションを 円滑に行うために、手話通訳者を設置します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通訳者設置人数	5人	5人	5人	5人

② 字幕入り映像ライブラリーの提供

聴覚障がい者に対する情報提供を目的として、聴覚障がい者情報支援センターにおいて、字幕を挿入したDVDを貸し出します。

ア 字幕入り映像ライブラリー整備

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
DVD貸出枚数	25枚	30枚	30枚	30枚

イ 字幕入り動画制作

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
DVD制作枚数	2枚	2枚	2枚	2枚

③ 点字による即時情報ネットワーク

点字図書館において、著作権法の特例を活用して新聞記事などの情報を点字化し、視覚障が い者に対するスピーディな情報提供を実施します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ情報提供者数	5,036人	5,000人	5,000人	5,000人

④ 都道府県障がい者社会参加推進センター運営

障がい者社会参加推進センターを障がい者福祉団体に運営委託し、社会参加促進事業及び障がい者110番相談事業を実施します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1 か所	1か所	1か所	1か所
延べ相談件数	254件	250件	250件	250件

⑤ 奉仕員養成研修

意思疎通支援事業に係る点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成・現任研修を実施します。

ア 点訳奉仕員

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規養成参加人数	8人	10人	10人	10人
現任研修参加人数	45人	40人	40人	40人

イ 朗読奉仕員等

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規養成参加人数	12人	15人	15人	15人
現任研修参加人数	56人	50人	50人	50人

⑥ レクリエーション活動等支援

障がい者等の体力増強、交流及び余暇活動の推進に向けて、スポーツ・レクリエーション大会等への参加の機会を提供します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加人数	1,633人	3,200人	3,400人	3,600人

(8) 障害者総合支援法第77条第2項の規定により県が市町村に代わって行う事業

① 理解促進研修・啓発事業(心の輪を広げる障がい者理解促進事業)

障がい者等とのふれあいをテーマとした体験作文と12月の障害者週間の普及啓発のための ポスター原画を全県から募集し、優秀作品を広く周知することにより、障がい者への県民の理 解を促進します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
作品応募数	37点	40点	40点	40点

(9) 特別支援事業

① 要約筆記者指導者養成特別支援事業

要約筆記者養成講座において、指導者として講師を務めることができる人材を養成するため、全国団体が実施する指導者養成研修会へ通訳者を派遣します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	2人	2人	2人	2人

② 失語症者向け意思疎通支援者指導者養成特別支援事業

失語症者向け意思疎通支援者を養成するための研修講師となる指導者を養成します。

			* ***		
	項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	養成人数	1人	1人	1人	1人

(10) 地域生活支援促進事業

① かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

発達障がいの早期発見・早期支援のため、発達障がい者等が日頃受診するかかりつけ医等を 対象に、研修を行います。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修開催回数	1 🗇	1 回	1 回	1 🗇

② 発達障がい者支援体制整備事業

発達障がい者等のライフステージを通じ切れ目のない支援を行うため、県及び圏域における研修や会議の開催、並びに「やまがたサポートファイル」の普及定着を図ります。また、発達障がい者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「地域支援マネジャー」を配置します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
マネジャー設置数	1人	1人	1人	1人
ファイル活用数 (累計)	5,543部	6,000部	6,400部	6,800部

③ 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者に対する虐待を防止するため、市町村等との連携協力体制の強化及び虐待防止・権 利擁護を推進するための研修を実施します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	251人	165人	165人	165人

④ 障害者就業・生活支援センター事業

障がい者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要です。

このため、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への 定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障害者就業・生活支援センターに おいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業 生活における自立を図ります。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所
センターへ誘導する 福祉施設利用者数	13人	15人	15人	15人

⑤ 強度行動障がい支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)

自傷、他害行為などを伴う強度行動障がいに関する研修を行い、強度行動障がいを有する人に対し、適切な支援を行うことのできる従事者を養成します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	285人	300人	300人	300人

⑥ 身体障がい者補助犬育成促進事業

身体障がい者補助犬を使用することで社会参加が見込まれる人に対し、身体障がい者補助犬 の給付を行います。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助犬給付数	1頭	1頭	1頭	1頭

⑦ 発達障がい児者及び家族等支援事業

発達障がい児等及びその家族に対する支援の充実のため、ペアレントメンターを養成するとともに、メンターによるピアサポート等を通して家族支援を行います。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンタ 一の人数	35人	36人	37人	38人

⑧ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

精神障がいに関する正しい知識の普及に関する研修会等を開催します。また、精神障がい者家族を対象とする学習会等を開催し、家族の援助による精神障がい者の地域生活を支援します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加人数	389人	500人	520人	540人

⑨ 障がい者 I C T サポート総合推進事業

ア パソコンボランティア養成・派遣事業

障がい者のパソコン利用を支援するパソコンボランティアの養成及び派遣を実施します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ派遣件数	100件	150件	150件	150件

イ ICTサポートセンター事業

障がい者に対するICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談対応、ICT講習会等を実施 します。

項目	実績(令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ICT講習会 延べ参加 人数(視覚障がい者)	10人	10人	10人	10人
ICT講習会 延べ参加 人数(聴覚障がい者)	5人	5人	5人	5人

3 各事業の見込量の確保のための方策

- (1) 県がこれまで行ってきた相談支援、人材育成、社会参加の促進などに係る各種の取組 を基礎とし、更なる事業内容の周知と関係機関との協力体制の強化により、各事業の見 込み量を確保します。
- (2) 障がい者や家族、支援者等の意向を充分に反映した事業内容の展開を目指します。

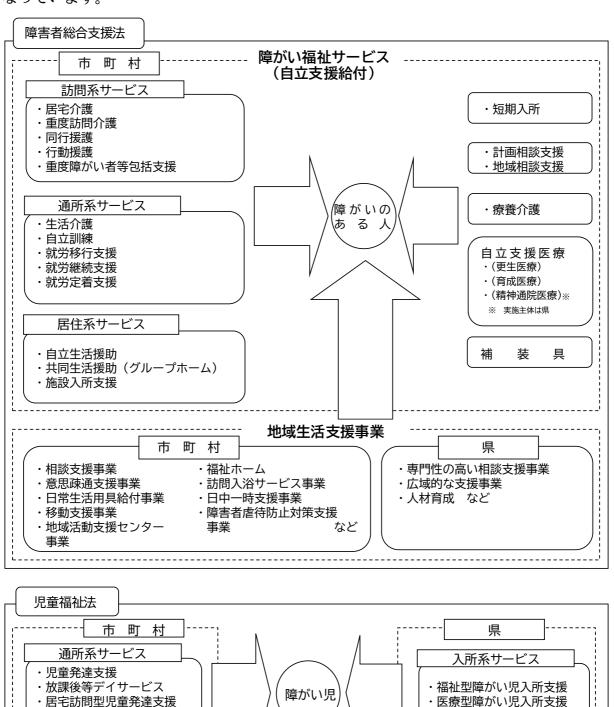
第7章 参考資料

・保育所等訪問支援

・障がい児相談支援

1 障害者総合支援法及び児童福祉法による障がい福祉サービス等の全体像

障害者総合支援法によるサービスは、障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる「地域生活支援事業」に大きく分けられます。また、障がい児支援のサービスについては、通所・入所の利用形態ごとに整理されており、身近な地域で支援が受けられる通所系サービスの実施主体は、市町村となっています。



2 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の種類、内容、指定事業所数 及び定員数

(令和5年4月1日現在)

				` `			, ,,,,,
	サービスの種類	サービスの内容	事業所数 定員	村山	最上	置賜	庄内
訪問	問系サービス					l .	
	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除		52	12	28	34
	冶七 八 吱	等の家事等を行います。					
	重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する方に、自宅で、入 浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外		38	12	22	31
	出時における移動支援等を総合的に行います。						
	 同行援護	 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が、外出する際	24	11	3	4	6
	242/1111/102	に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行います。					
	行動援護	 自己判断力が制限されている方が行動する際に、危険を回避す	8	2	3	2	1
	N X I WILL	るために必要な支援、外出支援を行います。 					
	重度障がい者等包括支援	 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを	0	0	0	0	0
	主义阵// 1711日 1711月	包括的に行います。					
通F	所系サービス 						
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護 等を行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供しま	126	42	13	30	41
	す。	3,007	938	278	941	850	
	自立訓練		7	2	0	2	3
	(機能訓練)	等を行います。	63	22	0	28	13
	(一十二十二川 8里)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入 浴、排せつ、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行い	16	4	0	1	11
		ます。	174	40	0	18	116
	 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な	31	12	6	3	10
	אנא נו פרנטאר	知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	272	135	48	18	71
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契 約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及	26	13	5	3	5
	75075 NEVISION 1次 パ 主	び能力の向上のために必要な訓練を行います。	556	341	115	40	60
	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するととも	169	50	20	43	56
	が0万mmの0人1次 0 主	に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 	3, 577	1,089	356	970	1,162
	就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就	13	8	1	0	4
	3,000 (10,000)	労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。 					
居信	主系サービス 「						
	 共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談、入浴、排せつ又 は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	263				
			1, 746	534	229	522	461
	 	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、居室 その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力の向	3	2	0	0	1
	16冶型自立訓練	宿泊型自立訓練 上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。	44	32	0	0	12
	施設入所支援	│ │ 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護	28	8	3	9	8
	ルビ市X 八 「八 又 1友	等を行います。	1, 553	378	178	590	407
	自立生活援助	共同生活援助又は施設入所支援を受けていた方が自立した日常 生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や随時通報に	2	1	0	1	0
	口业工门及则	上沿を含む上での问題にプいて、定期がは巡回訪问で随時通報により相談に応じる等の援助を行います。					

サービスの種類		サービスの内容	事業所数定員	村山	最上	置賜	庄内
(安急	季介護	 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓	3	2	0	1	0
尔飞	支月暖	練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	280	160	0	120	0
短期入所		 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施	75	29	4	21	21
		設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		47	9	74	86
=1.23	5.+0=½++¥¤	障害福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に 利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用	92	40	9	22	21
計世	画相談支援	計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行 います。					
地垣	或相談支援						
	地域移行支援	障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院 にしている精神障がい者等について、住居の確保その他の地域に	40	16	6	9	9
	^{・地域移行又接} おける生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を使ます。						
	地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊	35	13	6	7	9
	プログルに信义]及	急の事態等に相談その他の便宜を供与します。					

3 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業等の種類、内容、指定事業所数及び 定員数

(令和5年4月1日現在)

サービスの種類	サービスの内容	事業所数定員	村山	最上	置賜	庄内
福祉型障害児入所施設	障がいのある児童を入所により保護するとともに、独立自活す	3	0	1	1	1
	るために必要な援助を行います	90	0	30	30	30
医療型障害児入所施設	障がいのある児童を入所により治療するとともに、独立自活す	1	1	0	0	0
	るために必要な援助を行います。	60	60	0	0	0
福祉型児童発達支援センター	 障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、独立自活	11	6	0	4	1
	するために必要な援助を行います。	190	120	0	40	30
医療型児童発達支援センター	 障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、独立自活	1	1	0	0	0
	するために必要な援助及び治療を行います。	30	30	0	0	0
児童発達支援	障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における、基本的 動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支	61	33	5	13	10
	接を行います。	642	338	58	126	120
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学児を通わせて、 生活力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等必要な支	128	70	7	27	24
	接を行います。	1, 531	893	78	269	291
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の	3	1	0	0	2
	付与等の支援を行います。					
保育所等訪問支援	 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童と	22	12	0	7	3
	の集団生活への適応のための専門的な支援を行います。					
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、 「支援利用計画」を作成するとともに、通所支援事業者等との連	75	34	8	18	15
	絡調整等を行います。					

4 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(県で実施するもの)

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障がい者支援センター運営事業

山形県発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいに係る支援を総合的に行う地域の拠点として、個別の相談 支援活動、普及啓発に向けた研修、関係機関との連絡調整を行い、発達障がい者等及びその家族を支援します。

② 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

山形県高次脳機能障がい者支援センターに専任コーディネーターを配置し、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいの支援手法等に関する研修等を行い専門的な支援を実施します。

③ 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県域の療育機能との重層的な連携を図ります。こども医療療育センターを中心に、地域の療育資源のネットワーク化を図り、在宅の障がい児等及びその家族に対し療育指導・相談を行うとともに、障がい児等が在宅で十分な支援を受けられるようなシステムの構築を図ります。

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

① 手話通訳者·要約筆記者養成研修事業

意思疎通支援事業に係る手話通訳者及び要約筆記者の養成研修を実施します。

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

意思疎通支援事業に係る盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を実施します。

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

① 要約筆記者派遣事業

全県規模の集会及び会議等に要約筆記者を派遣することにより意思疎通支援を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進します。

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に通訳・介助員を派遣することにより移動等の介助を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。

(4) 広域的な支援事業

① 都道府県相談支援体制整備事業

圏域の相談支援体制等の整備を図るため、相談支援チーフ推進員及びブロック相談支援推進員を設置し、市町 村や地域自立支援協議会と連携して重層的な相談支援体制を構築します。

② 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がい者等への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係者で構成する「発達がい者支援地域協議会」を設置します。

(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業

① 障がい支援区分認定調査員等研修事業

全国共通の基準に基づき、客観的かつ公平に障がい者介護給付等の事務が行われるよう研修を行い、障がい支援区分認定調査員等の資質向上を図ります。

② 相談支援従事者等研修事業

相談支援事業に従事しようとする者及び既に従事し一定の経験を有する者に対し、相談技術の習得を目的とした 初任者研修、現任研修、特別研修及び主任研修を行うことにより、相談支援事業従事者の資質向上を図ります。

③ サービス管理責任者研修事業

障がい福祉サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等の研修を行い、サービス管理責任者を養成します。

④ 障がい者ピアサポート研修事業

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障がい福祉サービス事業所等の管理者等を養成します。

⑤ 身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業

身体・知的障がい者相談員の研修を行い、相談員の相談対応力の向上と相談員間の連携を推進します。

⑥ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

喉頭の摘出により音声機能を喪失した人の発声訓練事業に携わる者の研修を行い、指導者を養成します。

(6)日常生活支援

① 福祉ホームの運営

家庭環境や住宅事情等により、居宅で生活することが困難な障がい者(但し、常時の介護及び医療を必要とする状態にある者を除く。)で、現に住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室や設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

② オストメイト社会適応訓練

オストメイトに対するストマ用装具や社会生活に関する講習や各種相談を行い、社会参加を促進します。

③ 音声機能障がい者発声訓練

喉頭の摘出により音声機能を喪失した人に対して発声訓練を行い、社会参加を促進します。

(7) 社会参加支援

① 手話通訳者設置

聴覚障がい者等が県庁に来庁した際や県主催のイベント等におけるコミュニケーションを円滑に行うために、 手話通訳者を設置します。

② 字幕入り映像ライブラリーの提供

聴覚障がい者に対する情報提供を目的として、聴覚障がい者情報支援センターにおいて、字幕を挿入したDVDを貸し出します。

③ 点字による即時情報ネットワーク

山形県立点字図書館において、著作権法の特例を活用して新聞記事などの情報を点字化し、視覚障がい者に対するスピーディな情報提供を実施します。

④ 都道府県障がい者社会参加推進センター運営

障がい者社会参加推進センターを障がい者福祉団体に運営委託し、社会参加促進事業及び障がい者110番相談事業を 実施します。

⑤ 奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業に係る点訳奉仕員、朗読奉仕員及び音訳ボランティアの養成・現任研修を実施します。

⑥ レクリエーション活動等支援

障がい者の体力増強、交流及び余暇活動の推進に向けて、スポーツ・レクリエーション大会等への参加の機会を提供します。

(8) 障害者総合支援法第77条第2項の規定により県が市町村に代わって行う事業

① 理解促進研修・啓発事業(心の輪を広げる障がい者理解促進事業)

障がい者とのふれあいをテーマとした体験作文と12月の障害者週間の普及啓発のためのポスター原画を全県から募集し、優秀作品を広く周知することにより、障がい者への県民の理解を促進します。

(9)特別支援事業

① 要約筆記者指導者養成特別支援事業

要約筆記者養成講座において、指導者として講師を務めることができる人材を養成するため、全国団体が実施する指導者養成研修会へ通訳者を派遣します。

② 失語症者向け意思疎通支援者指導者養成特別支援事業

失語症者向け意思疎通支援者を養成するための研修講師となる指導者を養成します。

(10) 地域生活支援促進事業

① かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

発達障がいの早期発見・早期支援のため、発達障がい者等が日頃受診するかかりつけ医等を対象に、研修を行います。

② 発達障がい者支援体制整備事業

発達障がい者等のライフステージを通じ切れ目のない支援を行うため、県及び圏域における研修や会議の開催、並びに「やまがたサポートファイル」の普及定着を図ります。また、発達障がい者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「地域支援マネジャー」を配置します。

③ 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者に対する虐待を防止するため、市町村等との連携協力体制の強化及び虐待防止・権利擁護を推進する ための研修を実施します。

④ 障害者就業・生活支援センター事業

障がい者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要です。このため、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。

⑤ 強度行動障がい支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)

自傷、他害行為などを伴う強度行動障がいについての研修を行い、強度行動障がいを有する人に対し、適切な支援を行うことのできる従事者を養成します。

⑥ 身体障がい者補助犬育成促進事業

身体障がい者補助犬を使用することで社会参加が見込まれる者に対し、身体障がい者補助犬の給付を行います。

⑦ 発達障がい児者及び家族等支援事業

発達障がい児等及びその家族に対する支援の充実のため、ペアレントメンターを養成するとともに、メンターによるピアサポート等を通して家族支援を行います。

⑧ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

精神障がいに関する正しい知識の普及に関する研修会等を開催します。また、精神障がい者家族を対象とする学習会等を開催し、家族の援助による精神障がい者の地域生活を支援します。

9 障がい者ICTサポート総合推進事業

障がい者のパソコン利用を支援するパソコンボランティアの養成及び派遣や障がい者に対するICT機器の紹介や 貸出、利用に係る相談対応、ICT講習会等を実施します。

5 用語解説

【あ行】

◆ アクセシビリティ

「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳される言葉。障がいのある人、高齢者を含む誰もが、身体の状態や能力の違いによらず、同じように利用できる状態やその度合いのこと。

◆ アビリンピック

障がいのある人が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある人に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催される大会。

◆ 意思決定支援

自ら意思を決定することが困難な障がいのある人が、日常生活や社会生活に関して自分の意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する行為のこと。本人へ確認したり、意思や好みを推察する等の支援を尽くしても意思がわからない場合には、最後の手段として本人の最善の利益という観点から検討を行う。

◆ 意思疎通支援事業

障害者総合支援法に基づき、市町村または県が実施する地域生活支援事業の一つで、障がいや 難病のため、意思疎通に支障がある障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援するため、手 話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を行うもの。

◆ 移動支援事業

障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の一つで、地域社会での自立 した生活や社会生活を促進するため、屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出の ための支援を行うもの。

◆ 医療的ケア児

日常的に人工呼吸器やたんの吸引等の医療的ケアが必要な児童のこと。知的障がいや運動障がい等の有無は問わない。医学の進歩を背景として、その数が増加傾向にある。

◆ 医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児に関する専門的な知識を持ち、一人ひとりの医療的ケア児の生活と成長を総合的に考えながら、医療、保健、福祉、教育等の多分野にまたがる支援を調整するとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う人。

◆ 医療的ケア児等支援センター

医療的ケア児やその家族の相談に応じるとともに、医療的ケア児に対する医療、保健、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の調整について中核的な役割を担う機関。山形県の場合、医療的ケア児を受け入れる学校や保育所等の職員のスキルアップも担っている。山形大学医学部附属病院内にある。

◆ インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人とない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのこと。

◆ オストメイト

病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに造設した排泄のための開口 部を人工肛門・人工膀胱といい、それらを総称してストーマという。オストメイトとは、ストー マを造設した人のことをいう。人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。

◆ 音声コード

紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードで、専用の機器で読み取ることにより文字内容を音声で読み上げることができる。

【か行】

◆ 学校間交流

特別支援学校と小・中・高等学校等との交流のこと。双方の学校で教育課程に位置付け、ねらいを明確にする必要がある。

◆ 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、障がいのある人に対する総合的な相談業務等を実施するととも に、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化の取組等を行 う、市町村が設置する機関。

◆ 共生型サービス

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、指定障がい福祉サービス等の利用定員の範囲内で高齢者と障がいのある人が共に利用できるように、平成30年から始まったサービス。

◆ 強度行動障がい

自傷行為や物を壊すなど、周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こる ため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

◆ 居住地校交流

特別支援学校に通っている子どもが、自分の住んでいる地域の小・中学校に行き、一緒に学習 や行事に参加すること。

◆ グループホーム

障がいのある人が、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を受けながら生活する住まいのこと。入浴や排せつ、食事の介護等の必要がある方にはこれらのサービス提供を行う。

◆ ケアマネジメント

障がいのある人が地域で生活するため、障がいのある人一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域の福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するための手法。

◆ 県聴覚障がい者情報支援センター

身体障害者福祉法に基づく聴覚障がいのある人に情報を提供する施設で、手話通訳者による相談支援や、意思疎通支援者の養成及び派遣、情報機器の貸出等を行っている。山形県小白川庁舎1階(山形市小白川町2-3-30)にある。

◆ 県福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、社会福祉法に基づき県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けての助言や調査、斡旋を行う。

◆ 県福祉人材センター

福祉の仕事の理解促進、福祉の仕事をしている人等への相談支援や資質向上・定着促進、就業促進等を行っている機関。県社会福祉協議会が運営しており、山形県小白川庁舎1階(山形市小白川町2-3-30)にある。

◆ 県立こども医療療育センター

障がい児(者)の多様化する福祉ニーズを的確に捉え、市町村等の関係機関と連携しながら、 センターが有する医療、リハビリテーション、療育支援の専門的機能を活かして、障がい児(者) に対する医療・療育サービスを総合的に提供する施設。上山市河崎3-7-1にある。

◆ 権利擁護

障がいにより、ニーズを表明したり、自らの権利を主張することが困難な人のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ること。

◆ 公共職業安定所

求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなど総合的に行い、障がい者雇用についても、個々の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている機関。愛称は「ハローワーク」。

◆ 高次脳機能障がい

病気や事故などで脳がダメージを受けたことにより、言語・記憶・注意力・遂行機能などに障がいが生じ、日常生活に困難を有するようになる障がいのこと。外見からは分かりにくいため「見えない障がい」と呼ばれ、制度の上では精神障がいに分類される。

◆ 高次脳機能障がい者支援センター

独立行政法人国立病院機構山形病院及び鶴岡協立リハビリテーション病院内に設置されている、高次脳機能障がい当事者や家族、関係機関からの相談に対応するための総合相談窓口。

◆ 工賃

就労継続支援B型事業所等で働く障がいのある人に支払われる対価(手当、賞与等含む)。事業所等が生産活動で得た収入から必要経費を差し引いた残りが、工賃として利用者に支払われる。

◆ 合理的配慮

障がいのある人の求めに応じて、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活 又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行うことで、社会通念上その実施に伴う負担 が過重でないもの。

◆ 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。平成29年2月に策定された「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」に記載されている。

◆ 個別避難計画

高齢者や要介護者、障がい者など、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者が、円滑かつ迅速に避難できるよう支援するために作成する、一人ひとりの状況に合わせた避難行動計画。

【さ行】

◆ サービス管理責任者

利用者ごとにサービス内容を定めた計画を作成したり、定期的にその評価を行う等、サービス 提供全般の責任を担う人。障害者総合支援法において、利用者へ提供されるサービスの質の向上 を図る観点から事業所ごとに置くことが義務付けられた。

◆ 災害時要配盧者

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時 に必要な情報を把握したり一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のこと。

◆ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

Disaster Psychiatric Assistance Teamの略称。災害発生時における精神保健医療機能の一時的な低下や、災害ストレスに対応するため、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う医療チームのこと。

◆ サピエ図書館

正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。視覚障がいのある人等に対して、全国の点字 図書館等が作成した点字図書やデイジー図書のデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書 館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

◆ 児童発達支援管理責任者

障がいのある子どものアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価等の一連のサービス 提供プロセス全般に関する責任を担う人。児童福祉法において、サービスの質の向上を図る観点 から障がい児通所支援事業所等に置くことが義務付けられた。

◆ 児童発達支援センター

障がいのある子どもの通所支援を行うほか、障がいのある子どもやその家族、保育所等の地域の障がいのある子どもを預かる施設に対して支援を行う機関であり、身近な地域における障がいのある子どもへの支援の拠点としての機能を持つ。

◆ 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どものこと。

◆ 就労支援コーディネーター

障がいのある人や、その家族等を対象に、ハローワークでの就労相談の前に、就労への手続き、 事業所との連絡のとり方、通勤の方法、職場での悩みなど、障がいのある人に寄り添って支援、 調整を行う人。

◆ 手話ハンドブック

聴覚に障がいがある人や手話に関する県民の理解を深める目的で県が作成したもの。手話の紹介だけではなく、聴覚に障がいがある人とコミュニケーションをとる際のポイントをまとめている。県庁や総合支庁で配布するほか、県ホームページからダウンロードできる。

◆ 障がい支援区分認定調査員

障がい福祉サービスの利用にあたり、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」を認定するため、調査を行う市町村職員や市町村の委託を受けて調査を行う相談支援専門員等のこと。

◆ 障害者虐待防止法

正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がいのある人に対する虐待の禁止について定めているほか、虐待防止における国の責務や、虐待を受けた人に対する保護や自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。

◆ 障がい者差別解消強化月間

山形県では、障がいを理由とする差別の解消と、誰もが分け隔てなく共に生きる社会の実現に向けて、県民総参加の取組みとなるよう、障害者基本法で定める障害者週間を含む12月を、「山形県障がい者差別解消強化月間」に設定し、周知啓発等を集中して実施している。

◆ 障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に繋げることを目的とし、平成28年4月に施行された。

◆ 障がい者社会参加推進センター

障がいのある人の社会参加を推進するために、都道府県が設置することとされている機関。社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会に運営を委託し、障がい者110番相談事業などを行っている。

◆ 障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人の職業生活における自立を図るため、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、関係機関との連携のもと、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。

◆ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

正式名称は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が重要であることから、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通の施策を総合的に推進するため、令和4年5月に施行された。

◆ 障害者文化芸術活動推進法

正式名称は、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」。文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、平成30年6月に施行された。

◆ 障害者優先調達推進法

正式名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設で就労する障がいのある人等の経済面での自立を図るため、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等から物品等の調達を推進することを目的とし、平成25年4月に施行された。

◆ 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が生活するために必要な支援を行う各種サービスのこと。一人ひとりの障がいの程度や本人を取り巻く状況(本人の意思、社会活動や介護者の状況等)をふまえ、個別に支給決定が行われる。

◆ 情報公表制度

事業所の基本情報・運営情報を事業者が県に報告し、情報公表システムを通して県が当該情報をインターネット上で公表する制度。

◆ 自立支援協議会

障がいのある人等への支援体制を整備するため、行政機関、相談支援事業者、サービス事業者、 障がい者関係団体等で構成する協議会。協議会は、障がいのある人等への地域移行支援・定着支援などの課題解決に向けたサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う。

◆ 人材育成ビジョン

山形県における相談支援従事者や、サービス管理責任者等の人材を長期的な視点で計画的に育成する必要があること、これらの人材を養成するための法定研修で伝えるポイントを明確にすること等を目的に策定した指針。平成31年3月に策定したビジョンを見直し、令和6年3月に新たに第2次ビジョンを策定した。

◆ 新生児先天性代謝異常等検査

子どもが生まれつき有する代謝疾患、内分泌疾患を早期発見するために行う検査。検査を受けて早期発見ができれば、食事療法や薬剤の投与等の治療により、病気の発症や重症化予防が可能。 (代謝疾患、内分泌疾患:体の中の栄養素を代謝する仕組み、ホルモンを作る仕組みに異常がある状態をいう。意識障がいやけいれんなどの症状を引き起こし、知的障がい等が残る場合がある。)

◆ 身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者相談員は、身体障がいのある人の福祉の増進を図るため、相談に応じるとともに必要な援助を行う。知的障害者相談員は、知的障がいのある人や家族等の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う。いずれも市町村長が委嘱する。

◆ 身体障がい者等用駐車施設

身体に障がいのある人が安全かつ円滑に乗降できる駐車施設で、次の3つの要件を満たすこととされている。①歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設ける、②幅は3.5 メートル以上とする、③身体障がい者用である旨を見やすい方法により表示する。

◆ 身体障がい者補助犬

目や耳、手足が不自由な方をサポートする盲導犬や聴導犬、介助犬のこと。身体障害者補助犬 法に基づき訓練を受け、認定されている。ハーネスや胴衣などに補助犬を示す表示を付け、電車 やバスなどの交通機関、スーパーや飲食店、ホテルなどの不特定多数が出入りする民間施設等に 同伴する。

◆ 精神科救急情報センター

緊急的な精神科医療相談を電話で受け付け、専門の精神科医療スタッフが、相談内容に応じて、 緊急医療の必要性の判断や医療機関の紹介などの適切な助言を行う相談窓口。

◆ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の社会復帰の促進と及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、 交付される手帳。

◆ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

「にも包括」という略称で呼ばれている。精神障がいのある人が地域で自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域づくりを目指すための仕組み。

◆ 精神保健福祉センター

精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健及び精神障がいのある人の福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑・困難な相談等を行う県の機関。山形県小白川庁舎内(山形市小白川町2-3-30)にある。

◆ 成年後見制度

障がいや認知症などにより、物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る 援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。本人が締結した契約を取 り消すことができるなど、不利益から守ることができる。

◆ 相談支援従事者

障がいのある人の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画 の作成を行う相談支援専門員などのこと。

【た行】

◆ 地域移行

単に住まいを施設や病院から元の家庭に戻すことではなく、一人ひとりが地域の一員として、 自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。障がいのある人全てに、地域 で暮らす権利があり、住みたいところを選ぶ、自分の暮らしを展開するなど、本人の意思や希望、 選択が尊重される支援の仕組みと選択肢を作ることが求められる。

◆ 地域生活支援拠点

障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等、必要な機能を備えた障がいのある人の地域生活を支援する体制。主な機能は、相談、緊急時の受入れ対応、体験の機会・場の設定、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つ。

◆ 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、理解促進や相談支援、日常生活支援、社会参加支援等に係る様々な事業を、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により行うもの。市町村及び県が主体となって実施するもので、移動支援や日中一時支援等がある。

◆ 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保険医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するもの。

◆ 地域リハビリテーション体制

障がいのある人や高齢者、その家族が住み慣れた地域や家庭で、症状に応じた適切なリハビリテーションが受けられ、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力する仕組みをいう。

◆ 通級指導教室

発達障がいがある生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、学習・生活上の困難を 改善・克服するために受ける特別な指導。

◆ デイジー図書

デイジー(DAISY) とは、Digital Accessible Information System の略で「アクセシブルな情報システム」と訳され、視覚障がい等により活字の印刷物を読むことが困難な人のために制作されるデジタル図書の国際標準規格のこと。デイジー図書とは、デイジー規格で制作されたアクセシブルな電子書籍の総称。読みたい章やページに移動したり、再生スピードを変えたりすることができるといった特徴がある。

◆ 点字図書館

身体障害者福祉法に基づく視覚障がいのある人に情報を提供する施設で、点字図書・録音図書の制作及び視覚障がいのある人等への貸出、点訳・音訳等ボランティアの養成並びに各種相談対応等を行っている。

◆ 読書バリアフリー法

正式名称は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。視覚障がいのある人等の 読書環境の整備を計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて 文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、令和元年6 月に施行された。

【な行】

◆ 難病

難病の定義は、「発病の機構が明らかでない」、「治療方法が確立していない」、「希少な疾患である」、「長期の療養を必要とするもの」。難病のうち、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」において医療費助成の対象とする疾患を「指定難病」という。

◆ 難病相談支援センター

難病患者が持つ療育上、生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面接等による相談、患者会等の交流促進、就労支援等、難病患者の様々なニーズに対応することを目的とした機関。山形県小白川庁舎 1階(山形市小白川町2-3-30)にある。

◆ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具(日常生活用具)を給付又は貸与する事業。日常生活用具には、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具及び居宅生活動作補助用具(住宅改修費)がある。障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の一つ。

◆ 日中一時支援

日中において監護する人がいないなど、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人について、日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や一時的な休息機会の確保を図る福祉サービス。障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業のつっ。

◆ 農福連携

障がいのある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。福祉分野では障がいのある人の就労の場の確保及び工賃向上、担い手不足や高齢化が進む農業分野では新たな働き手の確保につながるなど、双方の課題解決を図ることができる取組である。林業分野と連携する林福連携もある。

◆ ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのない人と同じように一般社会の中で普通の 生活が送れるようにしようという考え方。ノーマライゼーションの考え方は、1950年代後半、デ ンマークでコロニーと呼ばれる大規模収容施設での生活に反対する、知的障がい者の親の会の活 動が契機となって誕生した。

【は行】

◆ 発達障がい

脳の機能的な問題が関係して生じる疾患であり、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障がいが発達期にみられる状態。発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

◆ 発達障がい者支援センター

発達障害者支援法第14条に基づき、発達障がい者支援の専門機関として各都道府県・指定都市に設置する機関。発達障がい児(者)及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障がいについての普及啓発や情報提供を行う。山形県では、こども医療療育センター(上山市河崎3-7-1)内にある。

◆ 発達障がい者地域支援マネジャー

発達障がい者支援センターに配置し、各地域における発達障がい児(者)の支援に携わる市町 村や事業所等への支援・助言や、医療機関との連携等を図る役割を担う人。

◆ バリアフリー

障がいのある人や高齢者等の配慮が必要な人が、社会で暮らす上で支障となる物理的な障がい や、精神的な障壁を取り除くための施策、または具体的に障がいを取り除いた状態を指す用語。

◆ ピアカウンセリング

カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談支援にあたり、問題解決のために助言を行うこと。

◆ ピアサポート

障がいのある人自身やその家族が悩みを共有したり、情報交換できる交流のこと。ピアとは、 「同じ立場にある仲間」という意味。

◆ 避難行動要支援者名簿

災害時に的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため、普段から避難行動に支援が必要な人の情報を把握しておくために作成する名簿。

◆ 福祉・介護職員処遇改善加算

障がい福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された もの。この他に「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援 加算」がある。

◆ 福祉避難所

高齢者や障がいがある人など、避難生活にあたって支援が必要な人のために特別な配慮がされた避難所。一般の避難所と同様に市町村が指定する。社会福祉施設、学校、公民館等が指定されている。

◆ ペアレントトレーニング

発達障がいやその傾向のある子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方 や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした訓練。

◆ ペアレントプログラム

発達障がいやその傾向のある子どもへの肯定的な働きかけを学び、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。

◆ ペアレントメンター

発達障がいのある人の子育てを経験した親であって、その経験を活かし、同じ親の立場から子 どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

◆ ヘルプマーク

義足や人工関節の使用、内部障がいや難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりにくい人が、配慮を必要としていることを周囲に知らせ、援助を得やすくなるよう東京都が作成したマーク。平成29年7月に日本工業規格(JIS)の案内用図記号に追加され、全国共通のマークとなった。

◆ 奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がいのある人等のために声の図書(録音図書) の作成や対面朗読などをする朗読奉仕員や、所定の講習を受け、印刷された文字や手書きの文字 を点字に改め、点字の書籍や文書を作成する点訳奉仕員等がいる。

◆ 法定雇用率

障がいのある人の雇用の場を確保するため、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(= 法定雇用率)以上の障がいのある人を雇うことを義務付けている制度。

◆ 補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。視 覚障がい者安全つえ・点字器・補聴器・義肢・車いす・歩行器などがある。

【や行】

◆ やまがたアートサポートセンター

障がいのある人の芸術文化活動を支援するため、相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり、作品発表等の機会創出、情報収集・発信等を行っている機関。

◆ 山形県共同受注センター

障がいのある人の工賃向上を目指し、就労継続支援B型事業所に対し企業との取引情報の斡旋・紹介を行う機関。山交ビル8階(山形市香澄町3-2-1山形県経営者協会内)にある。

◆ 山形県手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念を定め、ろう者とろう者以外の方々が共生することのできる地域社会を実現することを目指し、平成29年3月に制定した条例。

◆ 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に寄与することを目的とし、障がいを理由とする差別の解消に向けて全ての県民が一体となって取り組んでいくことを目指して制定した条例。平成28年4月1日施行。

◆ 山形県農福連携推進センター

農業者等と障がい者施設の施設外就労(農作業の請負)とのマッチング、農業生産を行う障がいる施設に対する技術的助言等の支援などを行う機関。

◆ 山形県みんなにやさしいまちづくり条例

県民、事業者及び県それぞれが、ユニバーサルデザインの考え方に基づくみんなにやさしいまちづくりを推進するとともに、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動への参加の機会が等しく与えられる社会の実現を目的として施行した条例。平成11年10月に「山形県福祉のまちづくり条例」として制定し、平成20年3月に名称を改正した。

◆ やまがたサポートファイル

平成27年7月から県内全域で運用されている、発達障がい等の支援が必要な方の個性や必要な 配慮などの情報をファイリングしていくもの。ファイルを通じて保護者と支援者が今までの経過 や支援の工夫を共有することで、継続的で一貫したサポートを受けやすくなる。

◆ やまがたバリアフリーMAP

障がいのある人や高齢者などに限らず、県内外の観光客等が安心して移動できるよう県内の主要な施設(文化施設や体育館、商業施設など)について、多目的トイレ、障がい者優先パーキングなどのバリアフリー設備に関する情報を提供している。(https://trip-yamagata-japan j.com/barrier-free/)

◆ 山形方式・看護師等生涯サポートプログラム

山形県内で働く看護師等が離職することなく、生涯にわたりモチベーションを維持し、専門性 を高めながら働き続けられる環境づくりのための県と関係機関による山形県独自のサポートプ ログラム。平成24年3月に策定した。

◆ ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず誰にとっても利用しやすい環境・建物・施設・製品等のデザインを作り上げていこうとする考え方。

◆ 要約筆記

聴覚に障がいのある人に対する意思疎通支援の一つ。話し手の内容を要約して文字に表し、聴 覚障がいのある人に伝える。手書きまたはパソコンで行う方法があり、隣で文字を見せたり、ス クリーンに投影したりするなど、利用者の人数や内容に応じて適した方法で行う。

【ら行】

◆ 療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと。障がいのある児童等を対象として、障がいの早期発見・早期治療による障がいの軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図る。

【わ行】

◆ 若者相談支援拠点

誰もが安心して生活できる環境づくりを目指して、不登校やひきこもりなど、社会参加に困難を有する子ども・若者やその家族の相談を受ける窓口。県と地域のNPO等の協働により設置している。

第6次山形県障がい者計画

(第6次山形県障がい者計画・第7期山形県障がい福祉計画・第3期山形県障がい児福祉計画)(令和6年3月)

編集・発行 山形県健康福祉部障がい福祉課 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1 電話 023-630-2317